

# 官報

## 号外 平成四年四月十六日

○第百二十三回  
国會衆議院會議錄 第十九号

平成四年四月十六日(木曜日)

議事日程 第十五号

平成四年四月十六日

午後一時開議

第一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

第三 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 獣医療法案(内閣提出)

第六 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出)

第九 國立学校設置法及び國立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

第三 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 獣医療法案(内閣提出)

第六 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出)

第九 國立学校設置法及び國立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

午後一時一分開議

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律案(内閣提出)

上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長久間章生君。

○久間章生君 ただいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

部を改正する法律案及び同報告書

【本号末尾に掲載】

○久間章生君登壇

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長久間章生君。

○久間章生君 ただいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

部を改正する法律案及び同報告書

【本号末尾に掲載】

○久間章生君登壇

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長牧野隆守君。

○牧野隆守君 ただいま議題となりました産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長牧野隆守君。

○牧野隆守君 ただいま議題となりました産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長牧野隆守君。

○牧野隆守君 ただいま議題となりました産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長牧野隆守君。

○牧野隆守君 ただいま議題となりました産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告求めます。厚生委員長牧野隆守君。

○牧野隆守君 ただいま議題となりました産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

平成四年四月十六日

衆議院会議録第十九号

日程第四 獣医師法の一部を改正する法律案

正彦君

処理技術に関する研究開発施設等で構成する、特定施設の整備に関する関係諸大臣の協議による基準指針、特定施設の整備計画の認定及び特定周辺整備地区の指定に関する事項等を定めるとともに、産業廃棄物処理事業振興財團による債務保証等の措置を講じようとするものであります。

本案は、三月六日付託となり、同月十一日山下厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じてそれを引き上げようとするものであります。

本案は、三月六日付託となり、昨日の委員会において山下厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり可決すべきものと見て修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。

日程第一の委員長の報告は可決、第三の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

また、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

は、家畜体外受精卵移植に関する規制について定

めること等により、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図ることとしております。

以上の三法律案は、去る三月三日提出され、同日本委員会に付託となりました。

委員会におきましては、三月二十六日田名部農林水産大臣から三法律案の提案理由の説明を聴取した後、三法律案を一括して審査に付し、四月十四日及び四月十五日の両日にわたり、政府に対する質疑を行なうとともに、参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行いました。

質疑終局後、まず、獣医師法の一部を改正する法律案について採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次いで、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔川崎寛治君登壇〕

○川崎寛治君 ただいま議題となりました労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

日程第七 労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第七 労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案を議題といたします。

君

委員長の報告を求めます。労働委員長川崎寛治君

〔本号末尾に掲載〕

労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案及び同報告書

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案及び同報告書

獣医療法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○高村正彦君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最初に、三法律案の内容について申し上げます。

次いで、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 三案を一括して採決いたしました。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

また、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

は、家畜体外受精卵移植に関する規制について定

めること等により、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図ることとしております。

以上の三法律案は、去る三月三日提出され、同日本委員会に付託となりました。

委員会におきましては、三月二十六日田名部農林水産大臣から三法律案の提案理由の説明を聴取した後、三法律案を一括して審査に付し、四月十四日及び四月十五日の両日にわたり、政府に対する質疑を行なうとともに、参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行いました。

質疑終局後、まず、獣医師法の一部を改正する法律案について採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次いで、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 三案を一括して採決いたしました。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

また、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

は、家畜体外受精卵移植に関する規制について定

めること等により、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図ることとしております。

以上の三法律案は、去る三月三日提出され、同日本委員会に付託となりました。

委員会におきましては、三月二十六日田名部農林水産大臣から三法律案の提案理由の説明を聴取した後、三法律案を一括して審査に付し、四月十四日及び四月十五日の両日にわたり、政府に対する質疑を行なうとともに、参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行いました。

質疑終局後、まず、獣医師法の一部を改正する法律案について採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次いで、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 三案を一括して採決いたしました。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

また、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

は、家畜体外受精卵移植に関する規制について定

の措置、技術上の助言資料の提供その他の必要な援助に努めるものとすること。

第五に、中央労働災害防止協会に、快適な職場環境の形成に取り組む事業者等に対する情報提供、助言等の業務を行わせるものとすること

等であります。

本案は、去る二月十八日に付託となり、三月二十六日近藤労働大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第八、特定債権等に係る事業の規制に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長武藤山治君。

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○武藤山治君 ただいま議題となりました法律案

求めます。

〔賛成者起立〕

平成四年四月十六日 衆議院会議録第十九号 特定債権等に係る事業の規制に関する法律案 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

現在、リース及びクレジット産業の資金調達は、その九〇%以上を金融機関等からの借り入れ

に依存しており、資金調達の多様化が重要な課題となつております。このため両産業においては、保有するリース債権、クレジット債権等を小口化して投資者に販売することによって資金を調達する事例が増加しております。

本案は、かかる状況に対処し、債権小口化販売業務の適正な運営を確保し、投資者の保護を図るために提案されたものであります。その主な内容は、

第一に、リース及びクレジット会社等による債権譲渡につきまして、その計画の届け出及び第三者対抗要件の具備を義務づけること。

第二に、特定債権等を譲り受ける特定債権等譲り受け業者について、開業時の許可制を導入することなど、兼業及び資産運用の制限等を行うこと。

第三に、小口化された債権を販売する小口債権等であります。

本案は、去る三月十七日当委員会に付託され、四月三日渡部通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、参考人を招致する等、慎重に審査を重ね、昨十五日質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○武藤山治君 ただいま議題となりました法律案

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第九、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長伊藤公介君。

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤公介君登壇〕

○伊藤公介君 ただいま議題となりました国立

校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立大学の学部の改組等を行い、國立学校財産の有効活用その他財務の改善に資するための業務を行う機関として國立学校財務センターを新設するとともに、同センターの業務に連して、國立学校特別会計に、当分の間、特別施設整備資金を設置するものであります。

ます、國立学校設置法の改正内容について申し上げます。

第一に、お茶の水女子大学の家政学部を改組し生活科学部を、京都大学の教育学部を改組し総合人間学部を、神戸大学の教養部及び教育学部を改組して国際文化学部及び発達科学部をそれぞれ設置すること。

第二に、埼玉大学経済短期大学部及び和歌山大学を廃止すること、

第三に、國立学校財務センターを新設することなどであります。

次に、國立学校特別会計法の改正内容について申し上げます。

第一に、國立学校の老朽化等の施設を解消するための特別施設整備事業を円滑に実施するため、國立学校特別会計に、当分の間、特別施設整備資金を設置すること。

第二に、特別施設整備事業に要する施設費及び國立学校の移転に要する施設費をそれぞれ支弁するため必要があるときは、借入金をすることがであります。

などであります。

本案は、去る二月七日本院に提出され、三月二十四日に本委員会に付託となり、翌二十五日鳩山文部大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。四月十五日質疑に入り、同日質疑を終了いたしましたところ、山原健二郎君から日本共産党の提案に係る修正案が提出されました。

本修正案に對して、内閣の意見を聴取いたしましたところ、鳩山文部大臣より、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論の後、採決の結果、修正案は否決され、本案は賛成多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

三

## 日程第十 郵便貯金法の一部を改正する法律案

案(内閣提出)

## 日程第十一 簡易生命保険法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第十、郵便貯金法の一部を改正する法律案、日程第十一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。通信委員長の報告を求めます。通信委員長谷垣禎一君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書 簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔谷垣禎一君登壇〕

○谷垣禎一君 ただいま議題となりました両案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案であります。本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するため、所要の改善を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、市場金利を勘案して郵政大臣が利率を定める郵便貯金の範囲を拡大すること、第二に、政令で定める通常郵便貯金の一部について、預金者は月に一定の回数を超えて払い戻しをする場合には、手数料を納付しなければならないこととすること、第三に、郵便貯金を担保とする貸付金の総額は、審議会に諮問した上、政令で定めることとす

等であります。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡

易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、所要の改善を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、加入者の多様な保険需要に応じて組み合わせによる加入ができるよう特約の種類を多様化するとともに、特約の利用枠を改正し、保障機能の拡充を図ること、

第二に、被保険者の生存中に特約の保険期間が満了した場合等に保険金を支払うことができるようすること、

第三に、定期保険の保険契約及びこれに付する特約においては、保険期間を更新することができるようにするとともに、この場合には、被保険者に対する面接及び告知は要しないものとすること等であります。

両案は、去る三月六日当委員会に付託され、同

月十一日渡辺郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十五日質疑を行い、採決の結果、郵便貯金法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。分析センターへの協力、分析センターの役員等の分析センターや、運転免許制度について定めるものであります。

○議長(櫻内義雄君) 第二に、運転免許に関する規定の整備であります。

その他、身体障害者用の車いすの定義の明確化、消音器不備車両の運転禁止規定の新設を行ふとともに、自動車登録番号標等の表示義務違反に対する運転免許の拒否等の行政処分等に関する規定の適用については、道路交通法の規定とみなす

こととするものであります。

○議長(櫻内義雄君) 本件は、三月十日本委員会に付託され、同月二十六日塙川國務大臣から提案理由の説明を聴取、四月十五日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議



			決算委員
		辭任	
	藤尾	正行君	補欠
	塙谷	立君	
議院運営委員			
	筒井	信隆君	
	堀込	征雄君	
一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
	筒井	信隆君	
	堀込	征雄君	
	藤尾	正行君	
	立君		

補欠	齊藤 邦吉君	坂井 繁秋君	加藤 隆君	藤尾 正行君
補欠	後藤 茂君	小川 弘一君	山元 勉君	堀込 信隆君
補欠	沖田 仙谷	山口那津勇君	和田 一仁君	次のとおり常任委 を指名した。
補欠	沢田 広君	由人君		
補欠	林 伊吹	正人君		
補欠	梶山 靜六君	信君		
補欠	永末 英一君			
長勢 甚遠君	辰男君			
小沢	義郎君			

農林水産委員	小沢 梶山 齋藤 林 永末 邦吉 義郎 英一 辰男 静六
辭任	東 鳥居 一雄
文教委員	祥三 三井
厚生委員	宇都宮真由美 永末 英一 仙谷 柳田 由人君
辭任	伊吹 衛藤 小沢 沖田 五島 菅 木村 渡海紀三郎君 柳本 仙谷 時崎 江田 五月君
辭任	文明君 晟一 辰男君 正人君 正規君 直人君 義雄君 雄司君
辭任	茂君
石破 保利 御法川 北川 塩谷 俊一君	耕輔君 英文君 正恭君 立君

山口	敏夫君
松浦	昭君
唐沢俊	二郎君
古賀	一成君
和田	一仁君
鳥居	一雄君
東	祥三君
補欠	仙谷
補欠	由人君
柳田	稔君
宇都宮真由美君	君
永末	英一君
補欠	柳本
補欠	韋治君
渡海紀	三朗君
木村	義雄君
仙谷	由人君
時崎	雄司君
江田	五月君
小沢	辰男君
衛藤	晟一君
伊吹	文明君
沖田	正人君
五島	正規君
菅	直人君
補欠	山口
補欠	俊一君
北川	正恭君
塙谷	立君
保利	耕輔君
御法川	英文君
石破	茂君

商工委員	辭任	梶山 静六君
勞働委員	辭任	廣田君
辭任	梶山 静六君	章宏君
辭任	梶山 静六君	繁秋君
通信委員	後藤 茂君	大畠 田辺 加藤
辭任	久君	伊藤 鈴木 川端 達夫君
辭任	吉岡 拓君	伊藤 英成君
辭任	坂井 弘一君	久野統一郎君
辭任	鳥居 一雄君	佐藤謙一郎君
辭任	細田 博之君	貴志 八郎君
辭任	小川 信君	小岩井 清君
辭任	東 祥三君	志賀 一夫君
辭任	山口那津男君	鉢呂 吉雄君
辭任	齊藤 林 船田 鈴木 外口 福永 浅野 國田 中谷 克也君	邦吉君 義郎君 元君 久君 玉子君 信彦君 勝人君 元君 實君

建設委員	小林 守君	鈴木 久君	鈴木 久君
辞任	萩山 敦嚴君	柳本 卓治君	柳本 卓治君
安全保障委員	米沢 隆君	和田 一仁君	和田 一仁君
予算委員	柳本 卓治君	萩山 敦嚴君	萩山 敦嚴君
辞任	池田 元久君	池田 元久君	池田 元久君
議院運営委員	鈴木 久君	鈴木 久君	鈴木 久君
予算委員	大畠 章宏君	大畠 章宏君	大畠 章宏君
辞任	小岩井 清君	小岩井 清君	小岩井 清君
(理事補欠選任)	伊藤 英成君	伊藤 英成君	伊藤 英成君
川端 達夫君	川端 達夫君	川端 達夫君	川端 達夫君
（理事補欠選任）	（理事補欠選任）	（理事補欠選任）	（理事補欠選任）
一、昨十五日、交通安全全対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、近江巳記夫君（理事近江巳記夫君、昨日五日委員辞任につきその補欠）	一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国会等の移転に因する特別委員	（特別委員辞任及び補欠選任）	（特別委員辞任及び補欠選任）	（特別委員辞任及び補欠選任）
辞任	杉浦 正健君	細田 博之君	細田 博之君
井出 正一君	細田 博之君	杉浦 正健君	杉浦 正健君
岡村卯一郎君	村田 吉隆君	小坂 憲次君	小坂 憲次君
岡島 正之君			
交通安全対策特別委員	補欠	補欠	補欠
辞任	築瀬 進君	築瀬 進君	築瀬 進君

右  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案  
国会に提出する。  
平成四年二月二十八日  
内閣総理大臣 宮澤 喜一  
第七条第一項中「前条第一項の」を削り、「油濁防止管理者の業務」を「油の不適正な排出の防止に関する業務の管理」に、「排出に関する作業の要領」を「取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項」に改め、「防止に関する事項」の下に「(次条第一項に規定する事項を除く。)」を加え、同条第二項中「油濁防止管理者」の下に「(油濁防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長。以下同じ。)」を加える。  
第七条の次に次の二条を加える。  
(油濁防止緊急措置手引書)  
第七条の二 船舶所有者は、運輸省令で定める船舶ごとに、当該船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。  
前項の規定による油濁防止緊急措置手引書の作成及び備え置き又は掲示に関する技術上の基準は、運輸省令で定める。  
前条第二項の規定は、第一項の油濁防止緊急措置手引書と措置手引書(以下「油濁防止緊急措置手引書」という。)について準用する。

第八条第二項中「(油濁防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長)」を削り、「行なわれた」を「行われた」に、「そのつど」を「その都度」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

「第三章の二 船舶の海洋汚染防止設備等の検査」を「第三章の二 船舶の海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書の検査」に改める。

第十七条の二中「定める船舶」の下に「及び油濁防止緊急措置手引書を備え置き、又は掲示すべき船舶(当該船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書が第七条の二第二項に規定する技術上の基準に適合することについて、運輸大臣の検査以外の方法により確實に確認することができると認められる船舶として運輸省令で定めるものを除く。)」を、「海洋汚染防止設備等」という。」の下に「及び当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第十七条の三第一項中「当該海洋汚染防止設備等が」を「当該海洋汚染防止設備等及び当該油濁防止緊急措置手引書がそれぞれ」に、「若しくは第五条の二又は」を「第五条の二若しくは」に改め、「第三項」の下に「又は第七条の二第二項」を加え、「運輸省令で定める海洋汚染防止設備等」を「海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関し運輸省令で定める」に改める。

第十七条の四中「海洋汚染防止設備等」の下に「及び当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第十七条の五中「行うとき」の下に「当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書について運輸省令で定める変更を行なうとき」を、「当該海洋汚染防止設備等」の下に「又は当該油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第十七条の六中「設置された海洋汚染防止設備等」の下に「又は当該検査対象船舶に備え置き、若しくは掲示された油濁防止緊急措置手引書」を、

「当該海洋汚染防止設備等」の下に「又は当該油濁防止緊急措置手引書」を加える。  
第十七条の七第一項中「海洋汚染防止設備等の下に「及び当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書」を加え、同条第二項中「当該海洋汚染防止設備等」の下に「及び当該油濁防止緊急措置手引書」を加え、「海洋汚染防止設備等の」を削る。  
第十七条の九第一項中「海洋汚染防止設備等の」を削る。  
第十七条の九第一項中「海洋汚染防止設備等の下に「及び油濁防止緊急措置手引書」を加え、同条第二項中「が海洋汚染防止設備等」の下に「及び油濁防止緊急措置手引書」を、「当該海洋汚染防止設備等」の下に「及び当該油濁防止緊急措置手引書」を加え、同条第三項中「海洋汚染防止設備等」の下に「又ハ同法第七条の二第一項ノ油濁防止緊急措置手引書」を加える。  
第十七条の十四第一項及び第十七条の十七第一項中「設置された海洋汚染防止設備等」の下に「又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された油濁防止緊急措置手引書」を、「修理」の下に「当該油濁防止緊急措置手引書」を、  
第十七条の十八第一項中「海洋汚染防止設備等」の下に「及び油濁防止緊急措置手引書」を加える。  
第十七条の十九中「設置されている海洋汚染防止設備等」の下に「及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている油濁防止緊急措置手引書」を、「当該海洋汚染防止設備等」の下に「及び当該油濁防止緊急措置手引書」を加える。  
第十七条の二十中「海洋汚染防止設備等」の下に「及び油濁防止緊急措置手引書」を加える。  
第四十八条第五項中「油濁防止規程」の下に「油濁防止緊急措置手引書」を加える。  
第五十八条第五号中「第十条第一項第二号又は第三号」を「第十条第二項第三号又は第四号」に改める。  
第六十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。



3 油濁防止規程を備え置き、又は掲示しておかなければならぬ船舶の範囲を拡大することとする。
4 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。
5 油濁防止緊急措置手引書の備え置き等に關し、この法律の施行前に建造された船舶については二年間の猶予期間を設けることとする。
6 その他本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備することとする。
二 議案の可決理由
本案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書の改正に伴い、新たに必要となる国内法制の整備を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成四年四月十四日
運輸委員長 久間 章生
衆議院議長 櫻内 義雄殿
内閣総理大臣 宮澤 喜一
産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案
右 国会に提出する。
平成四年三月六日
産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律
目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 特定施設の整備の促進(第三条・第十一条)
第三章 産業廃棄物処理事業振興財團(第十六条)

3 油濁防止規程を備え置き、又は掲示しておかなければならぬ船舶の範囲を拡大することとする。

4 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

5 油濁防止緊急措置手引書の備え置き等に關し、この法律の施行前に建造された船舶については二年間の猶予期間を設けることとする。

6 その他本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備することとする。

## 二 議案の可決理由

本案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書の改正に伴い、新たに必要となる国内法制の整備を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成四年四月十四日

運輸委員長 久間 章生

衆議院議長 櫻内 義雄殿

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案

右 国会に提出する。

平成四年三月六日

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定施設の整備の促進(第三条・第十一条)

第三章 産業廃棄物処理事業振興財團(第十六条)

第一条 総則

(目的)

第四章 雜則(第二十六条・第二十八条)  
第五章 罰則(第二十九条・第三十一条)  
附則

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定施設の整備に関する基本的な事項  
二 特定施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

三 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項  
四 特定施設の施設及び設備に関する事項  
五 特定施設の運営に関する事項  
六 環境の保全その他の特定施設の整備に際し配慮すべき重要な事項

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定施設の運営に関する事項  
二 特定施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

三 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項  
四 特定施設の施設及び設備に関する事項  
五 特定施設の運営に関する事項  
六 環境の保全その他の特定施設の整備に際し配慮すべき重要な事項

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定施設の運営に関する事項  
二 特定施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

三 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項  
四 特定施設の施設及び設備に関する事項  
五 特定施設の運営に関する事項  
六 環境の保全その他の特定施設の整備に際し配慮すべき重要な事項

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定施設の運営に関する事項  
二 特定施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

三 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項  
四 特定施設の施設及び設備に関する事項  
五 特定施設の運営に関する事項  
六 環境の保全その他の特定施設の整備に際し配慮すべき重要な事項

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定施設の位置  
二 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項  
三 特定施設の概要、規模及び配置  
四 特定施設の運営に関する事項  
五 特定施設の整備の事業の実施時期  
六 特定施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

第一項の認定の申請は、当該整備計画に係る特定施設の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

## 3 (認定の基準)

第五条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。

- 1 前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項が基本指針に照らし当該特定施設の機能を發揮の目的を達成し、当該特定施設の整備を發揮させること。
- 2 前条第二項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項が当該特定施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 3 廃棄物処理法第十一項第一項に規定する産業廃棄物処理計画に適合したものであること。

## 4 (関係都道府県等の意見の聴取)

特定周辺整備地区において整備される特定施設においては、当該特定周辺整備地区の施設整備の方針に照らし適切なものであること。

## 5 (関係都道府県等の意見の聴取)

主務大臣は、第四条第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県に

(当該整備計画に係る特定施設の所在地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に含まれる場合には、当該指定都市を含む。第三項、次条第一項及び第九条第一項において同じ。)の意見を聽かなければならない。

前項の場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村(特別区を含み、指定都市を除く。次条第二項において同じ。)の意見を聽かなければならない。

3 (特例)  
主務大臣は、第一項の規定により関係都道府県の意見を聞いたときは、当該関係都道府県の

意向が第四条第一項の認定に十分に反映されるよう努めなければならない。

## (認定の通知)

第七条 主務大臣は、第四条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた都道府県は、遅滞なく、当該通知に係る事項を関係市町村に通知しなければならない。

## (整備計画の変更)

第八条 第四条第一項の認定を受けた者は(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

## (報告の微収)

第九条 主務大臣は、第四条第一項の認定を受けた整備計画(前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定施設の整備の事業を行う者(以下「認定事業者」という。)に対し、当該認定計画に係る特定施設の整備の事業の実施状況に關し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を関係都道府県に通知しなければならない。

3 (認定の取消し)  
第十一条 主務大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定施設の整備の事業を行っていないと認めるとときは、当該認定を取り消すことができる。

2 第六条及び第七条の規定は、前項の規定によるとおりとするときは、あらかじめ、関係市町村(特別区を含み、指定都市を除く。次条第二項において同じ。)の意見を聽かなければならない。

3 (特例)  
主務大臣は、第一項の規定により関係都道府県の意見を聞いたときは、当該関係都道府県の

の生活環境等が著しく変化するおそれがあると認められる地区であつて、その変化による影響を緩和するため特に当該特定施設の整備に関連して公共施設(道路、公園その他の公共の用に供する施設(その整備を都道府県知事又は市町村長が行うものであつて政令で定めるものを除く。)をいう。以下同じ。)の整備を図ることが適當と認められるものを特定周辺整備地区として指定し、当該特定周辺整備地区の施設整備の方針(以下この条において「施設整備方針」という。)を定めることがある。

2 施設整備方針においては、特定周辺整備地区において整備される特定施設又は整備されることが適当と認められる特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定周辺整備地区の施設整備に関する必要な事項を定めるものとする。

3 都道府県は、特定周辺整備地区を指定し、施設整備方針を定めるようとするときは、あらかじめ、関係市町村(特別区を含み、当該特定周辺整備地区に港湾区域等が含まれるときは港湾管理者を含む。次項において同じ。)の意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県は、前項の規定により関係市町村の意見を聽いたときは、当該関係市町村の意向が特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針に十分に反映されるよう努めなければならない。

5 都道府県は、特定周辺整備地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針を公表するとともに、当該特定大臣、自治大臣及び農林水産大臣(当該特定周辺整備地区に港湾区域等が含まれるときは、建設大臣、自治大臣、農林水産大臣及び運輸大臣)に、当該特定周辺整備地区的区域及び施設整備方針を建設大臣、自治大臣及び農林水産大臣(当該特定周辺整備地区に港湾区域等が含まれるときは、建設大臣、自治大臣、農林水産大臣及び運輸大臣)に、当該特定周辺整備地区的区域及び施設整備方針を建設

6 前三項の規定は、特定周辺整備地区的区域又は施設整備方針の変更について準用する。

## (資金の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体(港務局を含む。以下同じ。)は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(公共施設の整備)

第十三条 国及び地方公共団体は、特定周辺整備地区の施設整備の方針の達成に資するために必要な公共施設の整備の促進に配慮するものとする。

2 地区の施設整備の方針の達成に資するために必要な公共施設の整備の促進に配慮するものとする。

3 (指導及び助言)

第十四条 国及び地方公共団体は、認定事業者についての特例

対し、認定計画に従つて行われる特定施設の整備に關し必要な指導及び助言を行うものとする。

4 (認定事業者に係る産業廃棄物処理責任者等に係る特例)

第十五条 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物、廃棄物処理法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。)を除く。)を処理するために産業廃棄物処理施設(廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。)が設置されている特定施設に係る認定事業者については、廃棄物処理法第十二条第四項中「当該事業場」と「産業廃棄物処理責任者を置かなければならぬ。」に、当該事業場とあるのは「当該特定施設」とは「当該特定施設につき一人の産業廃棄物処理責任者を置かなければならない」とあるのと同様に、当該事業場については、この限りでない」とあるのと同様に、当該事業場とあるのは「当該特定施設」とは「当該特定施設につき一人の産業廃棄物処理責任者を置かなければならない」とする。

5 2 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生

ずる特定施設に係る認定事業者については、廃棄物処理法第十二条の二第四項中「当該事業場」とあるのは「当該特定施設につき一人の産業廃棄物処理責任者を置かなければならない」とする。

3 2 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生

ければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない」とあるのは、「当該特定施設につき一人の特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない」とする。

### 第三章 産業廃棄物処理事業振興財団

(指定等)

第十六条 厚生大臣は、特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものな、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物処理事業振興財団(以下「振興財団」という。)として指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、振興財団の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 振興財団は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十七条 振興財団は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定計画に係る特定施設のうち、二以上の種類の産業廃棄物処理施設(廃油、廃酸、廃アルカリ及び特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物の最終処分場又は廃油、廃酸、廃アルカリ若しくは特別管理産業廃棄物の再生の処理を行うもの(専ら産業廃棄物の再生の処理を行うものに限る。)を含む第二条第二項第一号に

掲げる施設並びに同項第一号及び第三号に掲げる施設を含むもの(次号において「特定債務保証対象施設」という。)の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定計画に係る特定施設(特定債務保証対象施設を除く。)の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

三 废棄物処理法第十四条第八項に規定する産業廃棄物処理業者、廃棄物処理法第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物処理業者その他厚生省令で定める者(以下「産業廃棄物処分業者等」という。)が行う産業廃棄物処理施設の事業、産業廃棄物の処理に関する技術の研究開発の事業その他の産業廃棄物の処理に係る事業であつて共同して行われるものに必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

四 産業廃棄物処分業者等が行う産業廃棄物処理施設の近代化又は高度化を図るために施設の整備の事業のために必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

五 産業廃棄物処分業者等に対してこれらの者が行う産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は起業化に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

六 産業廃棄物の処理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七 産業廃棄物の処理に関する調査研究を行うこと。

(業務の委託)

八 産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物処分業者等又はその従業員に対し研修又は指導を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十八条 振興財団は、厚生大臣の認可を受けて、前条第一号から第四号までに掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関

に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(基金)

第十九条 振興財団は、第十七条各号に掲げる業務に関する基金(第二十五条において「基金」という。)を設け、これらの業務に要する費用に充たすことを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

(事業計画等)

第二十条 振興財団は、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 振興財団は、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の認可を行ったときは、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書の写しを、第二十七條第一号に規定する事業所を所管する大臣(厚生大臣を除く。)及び自治大臣に交付するものとする。

(区分経理)

第二十一条 振興財団は、次に掲げる業務について、当該業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

二 第十七条第二号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三 第十七条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 第十七条第六号から第八号までに掲げる業

(報告及び検査)

第二十二条 厚生大臣は、第十七条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、振興財団に対し、当該業務若しくは資産の状況に関する必要な報告をさせ、又はその職員に、振興財団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために必要な限度において、振興財団に対し、第十七条各号に掲げる業務に関する監督上必要な命令を下すことができる。

(監督命令)

第二十三条 厚生大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、振興財団に対し、第十七条各号に掲げる業務に関する監督上必要な命令を下すことができる。

2 厚生大臣は、第一項の認可を行ったときは、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書の写しを、第二十七條第一号に規定する事業所を所管する大臣(厚生大臣を除く。)及び自治大臣に交付するものとする。

(指定の取消し等)

第二十四条 厚生大臣は、振興財団が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十五条 厚生大臣は、振興財団が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(負担金についての必要経費算入の特例等)

第二十五条 基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、必要経

費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

第四章 雜則

**第二十六条 第十一条の規定により都道府県の権**

限に属するものとされている事務は、特定周辺整備地区の全部が指定都市の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が行う。この場合においては、同条中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

前項の場合においては、第十一一条第三項中「関係市町村(特別区)を含み、」とあるのは、「関係都道府県」と読み替えるものとする。

**第二十七条** 第二章における主務大臣は、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、特定施設が特定周辺整備地区（港湾区域等を含むものを除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、当該特定施設に係る大臣（この条の本文の規定により定められた大臣をいう。以下同じ。）、建設大臣、自治大臣及び農林水産大臣とし、特定施設が特定周辺整備地区（港湾区域等を含むものに限る。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、当該特定施設に係る大臣、建設大臣、自治大臣、農林水産大臣及び運輸大

特定施設のうち、専ら特定産業廃棄物（産業廃棄物のうち再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第二項の政令で定める再生資源であつて政令で定めるものをいう。）の再生の処理を行う産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）を含むもの。当該再生資源ごとに同項の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣（厚生大臣を除く。）及び厚生大臣

〔経過措置〕

二 特定施設のうち、前号に掲げるもの以外のもの  
（経過措置） 厚生大臣

第二十八条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができることとする。

## 第五章 罰則

第二十九条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

**第三十一条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の刑を科する。

附 則  
（施行期日）

(罰則に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第四号の一の次に次の  
一號を加える。

四の三 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第二号）第九条第一項に規定する認定事

業者で政令で定めるものが同法第二条第三項に規定する特定周辺整備地区において同法第九条第一項に規定する認定計画に従つて整備する同法第二条第二項に規定する特定施設で政令で定めるものの用に供する土地

附則第三十二条の三第十六項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項の表の下欄中「附則第三十二条の三第四項から第十四項まで」を「附則第三十二条の三第五項から第十六項まで」に、「第三項まで」を「第四項まで」に、「附則第三十二条の三第三項」を「附則第三十二条の三第四項」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の前に次の二項を加える。

16 指定都市等は、事業所用家屋で産業廃棄物特定施設に係るもの的新築又は増築で当該産業廃棄物特定施設に係る事業を行う産業廃棄物認定事業者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成六年三月三十一日までに行われたとき限り、第七百一一条の三十二第二項の規定にかかるらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一一条の三十四第四十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三第十四項を同条第十五項とし、同条第十四項から第十三項までを「一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第十一項」を「第十一项」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

17 指定都市等は、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第九条第一項に規定する認定事業者（以下本項及び第十一項において「産業廃棄物認定事業者」という。）が同法第二条第三項に規定する特定周辺整備地区において同法第九条第一項に規定する認定計画に従つて整備する同法第二条第二

項に規定する特定施設で産業廃棄物認定事業者の事業の用に供するもの（政令で定めるものに限る。第十六項において「産業廃棄物特定施設」という。）に係る事業所床面積に対しては、当該事業が法人の事業である場合には平成六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成六年分までに限り、第七百一一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税のうち資産割を課することがができる。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

同項第二二項の二の第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第六項」

八項」に改め、同条第三項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第四項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第五項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第六項中「前条第十項」を「前条第十一項」に改め、同条第七項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改め、同条第八項中「前条第十三項」を「前条第十四項」に改め、同条第十項中「前

四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第十四項」を「前条第十五項」に改め、同条第十八項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改める。

**附則第三十八條第十一項及び第三十九條第一項中「附則第三十二条の三第十五項」を「附則第三十二条の三第十七項」に、**

の「三第四項から第十四項まで」を「附則第三十一  
条の三第五項から第十六項まで」に改める。

(原生省設置法の一部改正)  
第四条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一號）の一部を次のように改む。二文正し。

**第五条第二十八号中**「**及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律**（平成二年法律第七十号）」を、「**食鳥処理の事業の規制及び食鳥**



平成四年四月十六日 衆議院会議録第十九号 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

費への補助として一億円が計上されている。  
右報告する。

平成四年四月十五日

衆議院議長 櫻内 義雄殿 厚生委員長 牧野 隆守

〔別紙〕

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

- 一 廃棄物処理法及び再生資源利用促進法に基づく措置との連携を図りつつ、引き続き産業廃棄物の減量化、再生利用の推進に積極的に取り組むとともに、総合的かつ効果的な産業廃棄物対策が行われるよう努めること。
- 二 それぞれの産業廃棄物に固有の事情を踏まえつつ、社会的・経済的に安定したりサイクルシステムを形成するよう努めること。
- 三 必要に応じて環境への影響を調査・検討するよう指導し、環境の保全に万全を期すとともに、都道府県等への意見聴取手続きを通じて、地元の理解と協力が得られるよう最大限の努力をし

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金額
特別項目症	第一項症の年金額に二、六五一、九〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症	五、二一七、〇〇〇円	
第二項症	四、三四七、〇〇〇円	
第三項症	三、五八一、〇〇〇円	
第四項症	二、八三三、〇〇〇円	
第五項症	二、二九三、〇〇〇円	
第六項症	一、八五三、〇〇〇円	
第一款症	一、六八九、〇〇〇円	
第二款症	一、五三六、〇〇〇円	

四 特定施設が円滑に設置されるようにすること。  
ついて、地方自治体を積極的に支援すること。  
五 改正廃棄物処理法附則第二条の規定を踏まえ、不法投棄産業廃棄物に係る原状回復措置、汚染修復措置のための方策を速やかに実施できるように検討を進めること。

### 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成四年三月六日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正)  
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十一年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

障害の程度	年	金額
特別項目症	第一項症の年金額に二、七八四、一〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症	三、九七七、三〇〇円	
第二項症	三、三一七、四〇〇円	
第三項症	二、七四一、七〇〇円	
第四項症	一、七六七、四〇〇円	
第五項症	一、一七三、二〇〇円	
第六項症	一、四三一、一〇〇円	
第一款症	一、三〇一、九〇〇円	
第二款症	一、一八五、〇〇〇円	
第三款症	九五二、七〇〇円	
第四款症	七六九、八〇〇円	
第五款症	六七七、二〇〇円	

第八条第一項の表を次のように改める。  
千円」を「十三万二千円」に、「十八万円」を「十九万八千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

第八条の二第三項の表を次のように改める。





官報(号外)

理由

最近における飼育動物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に資するため、獣医師の任務を明確化するとともに、獣医師でなければその診療を業務としてはならない飼育動物を追加するほか、獣医師が自ら診察しないで投与又は処方をすることができない医薬品の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における飼育動物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に資することとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 獣医師の活動範囲が拡大し、その果たすべき役割が多様化してきたことを踏まえ、獣医師の任務を明確化すること。

2 獣医師の臨床技術の向上を図るために、診療を業務とする獣医師は、免許取得後も、獣医系大学の附属施設である診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うよう努めるものとする。

3 畜産物生産の多様化及び疾病に対する的確な防除の必要性の増大に対応するため、獣医師の診療対象飼育動物を追加すること。

4 安全な畜産物の生産を図るために、獣医師が複雑・多様化する疾病に的確に対応すること。

5 複雑・多様化する疾病に的確に対応するため、獣医師は、診療をしたときは、その飼育

者に対し、飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならないこととする。

6 外国の大学校の卒業生等の獣医師国家試験の受験に適切に対処するため、獣医師国家試験予備試験制度を設けること。

7 獣医師国家試験に關する事務その他この法律及び獣医療法によりその権限に属させられた事項を処理させるため、農林水産省に獣医事務議会を置くこと。

8 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、最近における飼育動物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に資するため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年四月十五日

農林水産委員長 高村 正彦  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]

獣医師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

現行獣医師制度の発足以来、獣医師をめぐる情勢は、畜産の飛躍的拡大、食品・医薬品の安全性に対する国民の意識の高まり、さらには動物愛護や自然環境保護の思想の浸透等大きく変化し、獣医師の診療対象飼育動物を追加すること。

また、畜産の飛躍的拡大、食品・医薬品の安全性に対する国民の意識の高まり、さらには動物愛護や自然環境保護の思想の浸透等大きく変化し、獣医師の診療対象飼育動物を追加すること。

これらは、両法律の施行に当たっては、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

（記）

一 産業動物分野において獣医師の確保が困難な

地域が発生し、畜産業への影響が懸念される事態にあることに對処し、産業動物獣医療を通じて供給するため、基本方針及び都道府県計画にとどめること。

また、地域における家畜衛生の中核的機関として、畜産関係者及び獣医療関係者の意見を十分聴取し、各地域の実情に即して樹立すること。

また、地域における家畜衛生の中核的機関としての役割が期待されている家畜保健衛生所の活用等獣医療連携の相互連携の推進に当たっては、開業獣医師を十分に活用することにより効率的に獣医療を提供するよう配慮すること。

併せて、産業動物獣医師が農村において円滑に獣医療を提供できる条件の整備に努めるとともに、産業動物獣医師の確保の現状も踏まえつつ、獣医学教育の充実に努めること。

二 獣医師法の改正により明確にされた獣医師の任務を全うし、多様な社会的要請に的確に応え得るよう、開業医をはじめとする獣医師に対する研修体制の充実に努めること。また、卒後の臨床研修を円滑に実施するため研修受入体制を充実するとともに、獣医師の臨床研修への参加の円滑な推進に努めること。

三 獣医師の診療対象飼育動物については、今後とも、生産段階で疾病の治療・予防が重大な課題となっているもの及び人畜共通の伝染病で問題を惹起しているもので、特に必要な飼育動物を対象とすること。また、魚病対策の重要性にかんがみ、魚病技術者の養成及び技術の向上に一層努力すること。

四 衛生上、保安上の観点から定めることとされている診療施設の構造設備基準については、開設者に過大な負担を強いることのないよう配慮すること。

五 消費者に対し安全な食品を提供するため、家畜及び養殖魚への動物用医薬品の適正使用について、さらに適切に指導すること。

六 獣医師等が行う広告については、動物の飼育

者の保護の観点から、今後とも、誇大広告等によって飼育者が誤解を誤ることのないよう措置すること。

七 獣医事務議会については、臨床研修施設の指定期定や基本方針の策定等に際して、新たに意見を聽取ることとなることから、その委員の選任等今後の運営に当たり、広く国民の意見が反映されること。

等今後の運営に当たり、広く国民の意見が反映されること。

定や基本方針の策定等に際して、新たに意見を聽取ることとなることから、その委員の選任等今後の運営に当たり、広く国民の意見が反映されること。

右決議する。

獣医療法案

右

国会に提出する。

平成四年三月三日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

（目的）

獣医療法

第一条 この法律は、飼育動物の診療施設の開設及び管理に關し必要な事項並びに獣医療を提供する体制の整備のために必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律において「飼育動物」とは、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第一条の二に規定する飼育動物をいう。

二 この法律において「診療施設」とは、獣医師が

飼育動物の診療の業務を行ふ施設をいう。

(診療施設の開設の届出)

第三条 診療施設を開設した者(以下「開設者」と

いふ)は、その開設の日から十日以内に、当該

診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農

林水産省令で定める事項を届け出なければならない。

当該診療施設を休止し、若しくは廃止

して、又は届け出た事項を変更したときも、同様

## (診療施設の構造設備の基準)

第四条 診療施設の構造整備は、農林水産省令で定める基準に適合したものでなければならぬ。

## (診療施設の管理)

第五条 開設者は、自ら獸医師であつてその診療施設を管理する場合のほか、獸医師にその診療施設を管理させなければならない。

2 前項の規定により診療施設を管理する者(以下「管理者」という。)が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容につき遵守すべき事項については、農林水産省令で定める。

(診療施設の使用制限命令等)

第六条 都道府県知事は、診療施設の構造設備が第四条の基準に適合していないと認めるとき、又は診療施設に関する前項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことを命ずることができる。(往診療者等への適用等)

第七条 往診のみによつて飼育動物の診療の業務を自ら行う獸医師及び往診のみによつて獸医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者(以下「往診療者等」という。)については、その住所を診療施設とみなして、第三条の規定を適用する。

第五条の規定は、農林水産省令で定める診療用機器その他の物品(以下「診療用機器等」といふ。)を所有し、又は借り受けこれを使用する往診療者等について準用する。この場合において、同条中「診療施設」とあり、及び「構造設備、医薬品その他の物品の管理及び飼育動物の収容」とあるのは、「診療用機器等」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、診療用機器等に関し前項に

おいて読み替えて準用する第五条第二項に規定する事が遵守されていないと認めるときは、その診療用機器等を所有し、又は借り受けこれを使用する往診療者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

4 第八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、診療施設に立ち入り、その構造設備、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、往診療者等又は前条第二項において読み替えて準用する第五条第二項の管理者に対し、必要な報告を命じ、又は検査のため診療用機器等、帳簿、書類その他の物件を提出させることができる。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯

罪を犯したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県計画)

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県計画)

6 その他獸医療を提供する体制の整備に関する重要な事項

四 診療施設その他の獸医療に関する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六 その他獸医療を提供する体制の整備が必要な地域

三 目標の設定に関する事項

四 診療施設その他の獸医療に関する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六 その他獸医療を提供する体制の整備が必要な地域

三 目標の設定に関する事項

四 診療施設その他の獸医療に関する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

六 その他獸医療を提供する体制の整備が必要な地域

三 目標の設定に関する事項

四 診療施設その他の獸医療に関する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

に定める前項第一号及び第三号に規定する事項について、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

(関係団体の協力)

第十二条 都道府県知事は、都道府県計画の達成に資するため必要があると認めるときは、獸医師が組織する団体、農業者が組織する団体その他の団体に対し、獸医療の提供、研修の実施その他の必要な協力を求めるものとする。

(設備等の提供)

第十三条 開設者及び管理者は、都道府県計画の達成に資するため、その診療施設の業務に差し

支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具をその診療施設に勤務しない獸医師の診療、研究又は研修のために利用させるよう努めるものとする。

(設備等の提供)

第十四条 都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図るうとする者は、診療施設の整備に関する計画(以下「診療施設整備計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(設備等の提供)

第十五条 都道府県は、第一項の認定の申請があつた場合において、農林水産省令で定まるところにより、その診療施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るもの

であると認めるときは、その認定をするものとする。

4 前二項に規定するもののほか、診療施設整備計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十五条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第二項、第十九条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る診療施設整備計画に従つて診療施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関を融通することを困難とするもののうち農林水産大臣及び大蔵大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第一項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第一項第一号」とする。

(基本方針等の達成のための援助)

第十六条 国及び都道府県は、基本方針及び都道府県計画の達成に資するため、開設者及び管理者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

(広告の制限)

第十七条 何人も、獣医師(獣医師以外の往診医療者等を含む。第二号を除き、以下この条にお

いて同じ。)又は診療施設の業務に關しては、次に掲げる事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。

一 獣医師又は診療施設の専門科名

二 獣医師の学位又は称号

2 前項の規定にかかわらず、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものは、広告することができる。この場合において、農林水産省令で定めるところにより、その広告の方法その他の事項について必要な制限をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、獣医事務審議会の意見を聴かなければならない。

(聴聞)

第十八条 都道府県知事は、第六条又は第七条第三項の規定による命令をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の聴聞に際しては、当該命令に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えて、又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則)に關する経過措置を含む)を定めることができる。

(経過措置)

第十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

と、同法第三十六条规定第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに獣医療法第二十一条第一項」とする。

(罰則)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条又は第七条第三項の規定による命令に違反した者

(二) 第十七條第一項の規定に違反した者

二 第二十一條次の各号の一に該当する者は、二十

万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五条第一項(第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第八条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による物件の提出をしなかつた者

四 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、獣医師法の一部を改正する法律(平成四年法律第一号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

第二条 改正法による改正前の獣医師法第二十二条の規定による届出をした者は、第三条の規定による届出をした者とみなす。

(経過措置)

第三条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第四条 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条 第二項第三号中「獣医師法」の下に「獣医療法(平成四年法律第一号)」を加える。

第六条 飼育動物診療施設の獣医師管理職員にあつては開設者の指定する職員を「飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理職員」に、「覚せい剤原料」を「覚せい剤」に改め、同項第六号を次のように改める。

第七条 第二項第一号中「家畜診療施設」を「家畜改良増殖法の一部改正」

第八条 第二項第一号中「家畜診療施設」を「家畜改良増殖法(一部改正)」

第九条 第二項第一号中「家畜改良増殖法(一部改正)」を「家畜改良増殖法(一部改正)」

第十条 第二項第一号中「家畜改良増殖法(一部改正)」を「家畜改良増殖法(一部改正)」

第十一条 第二項第一号中「家畜改良増殖法(一部改正)」を「家畜改良増殖法(一部改正)」

第十二条 第二項第一号中「家畜改良増殖法(一部改正)」を「家畜改良増殖法(一部改正)」

め、「又は出張」を削り、「家畜の」を「飼育動物の」に改め、「診療業務」の下に「自ら」を加え、「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改め、同条第二項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

二 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

三 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

四 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

五 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

六 「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

第七条 第二項第一号中「家畜の」を「飼育動物の」に改め、同条第二項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

八 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

九 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

十 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

十一 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

十二 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

十三 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

十四 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

十五 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

十六 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

十七 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

十八 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

十九 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

二十 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

二十一 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

二十二 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

二十三 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

二十四 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

二十五 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

二十六 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

二十七 第八号中「又は家畜」を「又は獣医療法第五条第一項(同法第七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する管轄者(以下「獣医師管理職員」という。)若しくは飼育動物(同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)に、

の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員」を「飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者に改める。

第三十二条第二項中「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改め、「又は出張」を削り、「家畜」を「飼育動物」に改め、「診療業務を」の下に「自ら」を加え、「疑いの」を「疑いの」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の覚せい剤取締法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第六条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「家畜診療施設(往診のみによつて家畜の診療に従事する獣医師)」を「飼育動物診療施設(獸医療法(平成四年法律第号)第二条第一項に規定する診療施設をいい、同法第七条第一項に規定する往診治療者等)」に、「若しくは家畜診療施設」を「若しくは飼育動物診療施設」に改める。

## (業事法の一部改正)

第七条 業事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「行なう場所」を「行う場所」に、「あわせ行なう」を「併せ行う」と、「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設(獸医療法(平成四年法律第号)第二条第一項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。)」に改める。

第二十六条第二項及び第三項、第四十六条第二項、第四十九条第一項、第六十九条第一項並びに第七十七条の二中「家畜診療施設」を「飼育動物診療施設」に改める。

## (薬剤師法の一部改正)

第八条 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六

号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「家畜診療施設の」を「飼育動物

診療施設(獸医療法(平成四年法律第号)第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。)」に、「家畜診療施設で」を「飼育動物診療施設で」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第九条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十六条号の次に次の一号を加える。

七十六条の二 獣医療法(平成四年法律第号)の施行に関すること。

## 理由

獸医療をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、適切な獸医療の確保を図るために、診療施設の開設及び管理に関する必要な事項を定めるほか、獸医療を提供する体制の整備を図るために、府県計画に従つて診療施設の整備を図る者に対し農林漁業金融公庫からの資金の貸付けを行う等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 獸医療法案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、獸医療をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、適切な獸医療の確保を図るために、措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 診療施設を開設した者は、開設の日から十日以内に都道府県知事に届出を行ふことと子手術室やエラクス線診療室について、農林水産省令で定める基準に適合したものでなければならぬこととするとともに、開設者は、

自ら獣医師で診療施設を管理する場合のほか

は、獣医師にその管理をさせなければならないこととする。さらに、往診診療者等についても、以上の事項を一部適用すること。

2 農林水産大臣は獸医療を提供する体制の整備を図るために、都道府県はこれに即して都道府県計画を定めることができることとし、当該都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図るうとする者がその診療施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫からの長期低利の資金の貸付けを受けることができるること

とすること。

3 獣医療又は診療施設の業務に関する広告については、何人も獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号を除き、その技能、療法又は経験に関する事項を広告してはならないものとすること。また、この場合でも、獸医事務議会の意見を聴いて農林水産省令で定めた事項については、これを広告することができることとする。

4 その他所要の規定の整備を行うこと。

〔別紙〕  
獸医療法案に対する附帯決議

現行獸医師制度の発足以来、獸医師をめぐる情勢は、畜産の飛躍的拡大、食品・医薬品の安全性に対する国民の意識の高まり、さらには動物愛護や自然環境保護の思想の浸透等大きく変化し、獸医師及び獸医療に対する社会的要請は、ますます多様化・高度化している。

よつて政府は、これらの要請に的確に対応するともに、両法律の施行に当たつては、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

## 一 産業動物分野において獸医師の確保が困難な地域が発生し、畜産業への影響が懸念される事態にあることに対処し、産業動物獸医療を適切に供給するため、基本方針及び都道府県計画に

ついては、畜産関係者及び獸医療関係者の意見を十分聴取し、各地域の実情に即して樹立すること。

また、地域における畜産衛生の中核的機関としての役割が期待されている畜産保健衛生所の活動等獸医療関連施設の相互連携の推進に当たっては、開業獸医師を十分に活用することに

より効率的に獸医療を提供するよう配慮すること。

併せて、産業動物獸医師が農村において円滑に獸医療を提供できる条件の整備に努めるとともに、産業動物獸医師の確保難の現状も踏まえつつ、獸医学教育の充実に努めること。

二 獣医師法の改正により明確にされた獸医師の任務を全うし、多様な社会的要請に的確に応え得るよう、開業医をはじめとする獸医師に対する研修体制の充実に努めること。また、卒後の臨床研修を円滑に実施するため研修受入体制を充実するとともに、獸医師の臨床研修への参加の円滑な推進に努めること。

とも、生産段階で疾病の治療・予防が重大な課題

平成四年四月十五日

農林水産委員長 高村 正彦

題となつてゐるもの及び人畜共通の伝染病で問題を惹起してゐるもので、特に必要な飼育動物を対象とすること。また、魚病対策の重要性にかんがみ、魚病技術者の養成及び技術の向上に一層努力すること。

四 簡便上、保安上の観点から定めることとされている診療施設の構造設備基準については、開設者に過大な負担を強いることのないよう配慮すること。

五 消費者に対し安全な食品を提供するため、家畜及び養殖魚への動物用医薬品の適正使用について、さらに適切に指導すること。

六 飼育者等が行う広告については、動物の飼育者の保護の観点から、今後とも、誇大広告等によつて、飼育者が選択を誤ることのないよう措置すること。

七 獣医師等が行う広告については、臨床研修施設の指定や基本方針の策定等に際して、新たに意見を聴取することとなることから、その委員の選任等今後の運営に当たり、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮すること。

#### 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

平成四年三月三日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

家畜改良増殖法の一部を改正する法律  
(昭和二十五年法律第二百九号)  
の一部を次のように改正する。

第三条項中「家畜受精卵移植」を「家畜体内受精卵移植」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「家畜受精卵移植」とは、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植をいふ。

#### 第三条に次の二項を加える。

5 この法律において「家畜体外受精卵移植」とは、牛その他政令で定める家畜の雌又はそのどたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精(牛その他政令で定める

家畜の雄から採取され、及び処理された精液に未受精卵を浸すこと)をいう。以下同じ。)を行ひ、並びにこれにより生じた受精卵を処理し、及び雌に移植することをいう。

第三条の三第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「前号」を「第

三号」に改め、「家畜人工授精施設の下に」「家畜受精卵移植施設」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 「家畜体内受精卵移植の用に供する受精卵(以下「家畜体内受精卵」という。)の採取の用に供する家畜の雌で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

五 「家畜体内受精卵移植の用に供する卵巣(以下「家畜卵巣」という。)の採取の用に供する家畜の雌(そのとたいから家畜卵巣を採取する畜の雌)で優良な血統、能力及び体型を有するものの利用に関する事項

六 「家畜卵巣」を「家畜体内受精卵」という。の採取の用に供する家畜の雌で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

七 「家畜体内受精卵移植の用に供する受精卵(以下「家畜体内受精卵」という。)の採取の用に供する家畜の雌(そのとたいから家畜卵巣を採取する畜の雌)で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

八 「家畜卵巣」を「家畜体内受精卵」という。の採取の用に供する家畜の雌(そのとたいから家畜卵巣を採取する畜の雌)で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

る受精卵(以下「家畜受精卵」という。)を「次項において「診断書交付家畜」という。)でなければ、家畜体内受精卵」に、「家畜受精卵の」を「家畜体内受

畜のとたいから家畜卵巣を採取してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他精卵の」に改め、同条に次の二項を加える。

2 牛その他政令で定める家畜の雌は、当該家畜

の雌又はそのとたいから家畜卵巣を採取する者において、当該家畜の雌が診断書交付家畜であることを確認しなければ、当該家畜の雌又はそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供してはならない。ただし、学術研究のため家畜卵巣の採取の用に供する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第九条の三の見出し中「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵等」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に、「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条に次

の二項を加える。

2 牛その他政令で定める家畜の雌が前条第一項の伝染性疾患又は遺伝性疾病患にかかるつてはならないことを知りながら、当該家畜の雌又はそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供してはならない。ただし、同条第二項ただし書の場合は、この限りでない。

第十一条及び第十二条中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第一項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第二項ただし書の場合は、この限りでない。

第十二条中「又は家畜受精卵」を「家畜体内受精卵を」に、「及び前条第一項ただし書」を「並びに前条第一項ただし書」に改め、同条第二項

中「家畜受精卵」を「家畜体内受精卵」に、「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第六項中「第三項ただし書」を「第四項ただし書」に改め、「当該家畜人工授精師」の下に「(雌の)家畜から家畜卵巣を採取する場合にあつては、当該獣医師若しくは家畜人工授精師から精液を採取し、若しくは

精卵を処理し、家畜未受精卵を採取し、若しくは

精卵を処理し、家畜未受精卵を採取し、若しくは

精卵を処理し、家畜未受精卵を採取し、若しくは

精卵を処理し、家畜未受精卵を採取し、若しくは

#### 3

獣医師又は家畜人工授精師でない者は、雌の

家畜のとたいから家畜卵巣を採取してはなら

ない。ただし、学術研究のためにする場合その他

農林水産省令で定める場合は、この限りでな

い。

4 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜

未受精卵(家畜体内受精卵移植の用に供する未

受精卵をいう。以下同じ。)を採取し、若しくは

精卵(家畜体内受精卵移植の用に供する受精卵をいう。以下同じ。)を採取してはならない。た

だし、学術研究のためする場合その他農林水

産省令で定める場合は、この限りでない。

5 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜

未受精卵(家畜体内受精卵移植の用に供する未

受精卵をいう。以下同じ。)を採取し、若しくは

精卵(家畜体内受精卵移植の用に供する受精卵をいう。以下同じ。)を採取してはならない。た

だし、学術研究のためする場合その他農林水

産省令で定める場合は、この限りでない。

#### 4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193



用精液證明書、家畜受精卵證明書、受精卵採取に関する證明書又は移植證明書は、それぞれ新法の規定により添付され、又は交付された家畜人工授精用精液證明書、家畜体内受精卵證明書、体内受精卵採取に関する證明書又は体内受精卵移植證明書とみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

## 理由

最近における畜産及びこれを取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、家畜体外受精卵移植に関する規制について定めるとともに、都道府県の家畜改良増殖計画に雌の家畜の利用等に関する事項を追加すること等により、家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

## (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案は、最近における畜産及びこれを取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図るうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。  
1 家畜体外受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図る観点から、家畜卵巢の採取の用に供する家畜の雌は、伝染性疾患及び遺伝性疾病を有しないことについての獣医師の診断書の交付を受けたものでなければならないことと、家畜卵巢の採取、家畜未受精卵の採取・処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の処理・移植を行う者の資格を定めること等家畜体外受精卵移植に関する規定を整備すること。  
2 優良な雌畜を家畜改良増殖に有効に活用していくため、都道府県の家畜改良増殖計画に、従来の優良な雄畜の利用等に関する事項に加え、家畜受精卵移植の用に供する優良な

## 3 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 二 議案の可決理由

本案は、最近における畜産及びこれを取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図るために、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成四年四月十五日

農林水産委員長 高村 正彦  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案に  
対する附帯決議

農業の国際化が進展する中において、家畜改良増殖の促進が、畜産経営の体質強化と畜産物の安定供給を図る上での基本的な要件であることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

我が国の家畜の能力をさらに向上させるため、各種施策を的確に推進し、受精卵移植等の新しい技術を家畜改良増殖に十分活用するとともに、國、都道府県及び農業団体等の果たすそれぞれの役割が有機的かつ効率的に機能するよう努めること。

併せて、新しい家畜改良増殖技術の実用化を行いう家畜改良センターについて、その機能を円滑に發揮するため、引き続き努力すること。

二 家畜体内受精卵移植技術の一層の普及を図ることと、家畜改良センターや、その機能を円滑に發揮するため、引き続き努力すること。

三 家畜体外受精卵移植技術の定着を図ること、家畜受精卵の生産率を高める等の技術の向上・普及

に努めるとともに、とたいと卵巣との一体性の確保」と畜場における卵巣の採取の円滑化、卵巣の衛生的な取扱いの徹底等について万全を期すこと。

四 家畜受精卵移植技術の普及の推進に際し、特定の近縁系統への集中等家畜改良への悪影響が生ずることのないよう適切な指導を行うこと。

五 家畜受精卵移植については、優良な雌畜の利用等の促進を図るとともに、優良受精卵の利用については、国内の需要に的確に対応し得るよう体制の整備に努めること。

六 家畜人工授精師の技術の向上を図るために、研修体制の整備・充実に努めること。

右決議する。

## 労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案

右

平成四年一月十八日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

## (労働安全衛生法の一部改正)

第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 健康の保持増進のための措置(第六十四条~第七十一条)」を「第七章 健康の保持増進のための措置(第六十四条~第七十一条)」に改める。

第二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一項は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。は、当該指名された事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に關し、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、店舗安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場合における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他労働省令で定める事項を行わせなければならぬ。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定は適用しない。



(快適な職場環境の形成のための指針の公表等)

第七十一条の三 労働大臣は、前条の事業者が講すべき快適な職場環境の形成のための措置に関するして、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

2 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

(国の援助)

第七十一条の四 国は、事業者が講ずる快適な職場環境を形成するための措置の適切かつ有効な実施に資するため、金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めるものとする。

第七十七条第二項中「性能検査」を「製造時等検査」に改める。

(都道府県労働基準局長の審査等)

第八十九条の一 都道府県労働基準局長は、第八十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定による届出があつた計画のうち、前条第一項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して労働省令で定めるものについて審査をできる。ただし、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の審査について準用する。

第九十六条第三項中「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に改める。

造時等検査代行機関、性能検査代行機関等」を「検査代行機関等」に改める。

第九十九条の次に次の二条を加える。

(講習の指示)

第九十九条の二 都道府県労働基準局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者(次項において「労働災害防止業務従事者」という。)に都道府県労働基準局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。

3 前項に定めるもののほか、講習の科目その他第一項の講習について必要な事項は、労働省令で定める。

第九十九条の三 都道府県労働基準局長は、第六十一条第一項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるとときは、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働基準局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができる。

2 前項の規定は、前項の講習について準用する。

第一百条第二項中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に改める。

第一百三条第二項中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に改め、「により」の下に「製造時等検査」を加える。

第一百四条中「第六十五条第六項」を「第六十五

に「第五十三条の二」を加える。

第一百六条第一項中「及び第七十一条を「第七

十一条及び第七十二条の四」に改める。

第百十二条第一項第四号中「検査」の下に「製

造時等検査代行機関が行うものを除く。」を加え、同項第五号中「書替え」の下に「(製造時等検

査代行機関が行うものを除く。」を加え、同項

第六号中「検査代行機関」を「性能検査代行機関」に改める。

第百十二条の二第一号中「第四十一条第二項」を「第三十八条第一項(ただし書、第四十一条第二項)に改め、同条第二号中「第四十九条」の下に「第五十三条の二」を加え、同条第四号中「第

五十三条第一項」の下に「第五十三条の二」を加え、同条第五号中「第五十三条第二項」の下に「第五十三条の二」を加える。

第百十六条中「二百万円」を「三百万円」に改め

る。

第百十七条中「五十万円」を「百万円」に改め

る。

第百十八条中「第五十三条第二項」の下に「第

五十三条の二」を加え、「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第百十九条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第八十九条第五項」の下に「(第八十九条の二)第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第百二十条中「三十万円」を「五十万円」に改め

る。

第百二十二条第一項中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に改める。

第百三十二条第一項中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に改め、「により」の下に「第五十三条の二」を、「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

第百四十二条中「第六十五条第六項」を「第六十五

二 第二十二条第一項を次のように改める。

2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの委託を受けて、次の業務を行うことができる。

一 安全衛生教育に従事する指導員の養成及

び資質の向上を図るための業務を行うこと。

二 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務を行うこと。

三 快適な職場環境の形成に関する情報及び資料の収集及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこと。

四 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であつて、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他の快適な職場環境の形成の促進に関する業務を行ふものに対して、相談、助言その他の援助を行うこと。

第五十二条第一項中「役員」を「会長」に改め、「定款で定める」の下に「期間」とし、理事及び監事の任期は、二年以内において定款で定める」の下に「期間」とし、設立を、「創立総会で定める」の下に「期間」とし、設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定める」を加え、同条に次の一項を加える。

3 役員は、再任されることができる。

第五十一条に次の二項を加える。

2 労働災害防止団体は、前項の規定により同項に規定する書類を労働大臣に提出するとき

は、当該書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第五十九条中「五千円」を「五十万円」に改め

(労働災害防止団体法の一部改正)

第六十条中「三千円」を「三十万円」に改める。

第六十二条中「五千円」を「十万円」に改め、



## 三 本案施行に要する経費

平成四年度労働保険特別会計予算（労働省所管）の労災勘定に三億七千六万二千円が計上されている。

右報告する。

平成四年四月十五日

労働委員長 川崎 寛治

〔別紙〕

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一 中小規模建設現場における労働災害が依然として多いことから、統括安全衛生責任者及び店舗安全衛生管理者の選任を含め、その安全管理体制の整備充実を図ること。

二 建設工事の施工計画の策定の段階において十分な安全確保措置が講じられるよう、建設工事の事前審査制度を効果的に運用するとともに、事前安全評価のための指針の策定等による事業者の安全確保対策の促進を図ること。

三 施工技術の機械化、高度化の進展及び建設災害の発生状況を踏まえ、安全基準を見直すとともに、関係者に対する安全教育の徹底を図ること。

四 公共工事における労働災害の発生状況にかんがみ、関係省庁は、工期の設定、施工計画の策定等が労働災害の防止に十分配慮されたものとなるよう、格段の努力を払うこと。

五 快適な職場環境の形成の促進が実効あるものとなるよう、改正法の施行に関し労使関係者の意向が十分反映されるよう配慮すること。

六 産業医確保のための積極的対策を講ずるとともに、産業医制度の充実を促進する具体的方策を拡充強化すること。

七 業務に起因する脳・心疾患による突然死を予防する観点から、業務との関連について医学的

な調査・研究を進めるとともに、職場における健康管理施策及び労働時間の短縮を積極的に推進すること。また、脳・心疾患に係る突然死等の業務上の認定については、医学的知見の動向に十分注意を払い、適切な運用に努めるとともに、認定及び不服審査の迅速な処理に努めること。

八 本改正法の円滑な施行と被災者に対する迅速な労働災害補償を確保するため、労働基準監督の販売の事業並びに特定債権等に係る譲渡及び運営を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

（定義） 第二条 この法律において「特定債権」とは、次に掲げるものをいう。

一 機械類その他の物品を使用させる契約であつてその使用させる期間（以下「使用期間」という。）が一年を超えるものであり、かつ、

使用期間の開始の日（以下「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをることができる旨の定めがないものに基づいて、当該物品を使用させることの対価としての金銭の支払を目的とする債権（以下「金銭債権」という。）。

二 それと引換えて、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入することができる証票その他の物（以下「証票等」という。）をこれにより商品を購入しようとする者（以下「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証票等と引換えて、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入した場合において、

3 この法律において「特定事業」とは、第一項各号に規定する契約の締結を行う事業（以下「特定事業」という。）を営む者をいう。

4 この法律において「特定債権等譲受業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一 その譲受けの対価として当該特定債権等を譲渡した特定事業者に生ずる金銭債権（以下「基本債権」という。）を分割して顧客に対し販売させることを目的として特定債権等を譲り受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）。

二 次に掲げる契約に基づいて、特定債権等を譲り受けること。

イ 当事者の一方が相手方の営業のために出資を行い、相手方が営業としてその出資された財産を特定債権等の取得及び行使（特定物品にあっては、その譲渡又は質貸をいふ。以下同じ。）により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額

## 附則 第一章 総則

（目的） 第一条 この法律は、特定債権等に係る譲渡及び

譲受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権の販売の事業を営む者について許可その他の必要な規制を行ふことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

四 証票等を利用者に交付し、当該利用者がそ

の証票等と引換えて、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入した場合において交付し、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに、その代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

五 前各号に規定する契約に類する契約として政令で定めるものに基づいて生ずる金銭債権

六 この法律において「特定事業者」とは、第一項各号に規定する契約の締結を行う事業（以下「特定事業」という。）を営む者をいう。

七 この法律において「特定物品」という。）を用される物品（以下「特定物品」という。）を

四 証票等を利用者に交付し、当該購入者から当該購入者に交付する金銭債権（以下「基本債権」という。）を分割して顧客に対し販売させることを目的として特定債権等を譲り受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）。

二 次に掲げる契約に基づいて、特定債権等を譲り受けること。

イ 当事者の一方が相手方の営業のために出資を行い、相手方が営業としてその出資された財産を特定債権等の取得及び行使（特定

目次	
第一章 総則(第一条・第二条)	右
第二章 特定債権等の譲渡等	国会に提出する。
第三章 特定債権等に係る事業の規制に関する法律	平成四年三月十七日
第四章 小口債権販売業	内閣総理大臣 宮澤 喜一
第五章 第一節 許可(第三十条・第四十一条)	第一節 指定調査機関(第十二条・第二十九条)
第六章 第二節 業務(第四十三条・第四十五条)	第二節 特定債権等の譲渡(第三条・第十一
第七章 第三節 監督(第四十六条・第五十一条)	第三節 特定債権等譲受業
第八章 第四章 第四節 監督(第六十五条)	第四章 第一節 許可(第五十二条・第五十四条)
第九章 第五章 第二節 業務(第五十五条・第六十四条)	第二節 業務(第五十五条・第六十四条)
第十章 第三節 監督(第六十六条・第七十四条)	第三節 監督(第六十六条・第七十四条)
第十一章 第四章 第四節 雜則(第七十五条・第八十三条)	第四章 第一節 雜則(第七十五条・第八十三条)

(当該出資が損失によって減少した場合にあっては、その残額)の返還(以下「利益の分配等」という。)を行うことを約する契約

ロ 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産を特定債権等の取得及び行使により運用し、当該運用から生ずる収益の分配及び当該出資の価額に応じて分割された残余財産の価額の返還(以下「収益の分配等」という。)を行うことを約する契約

ハ イ又はロに掲げるもののほか、特定債権等に係る譲受けの事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要な契約として政令で定めるもの

5 この法律において「特定債権等譲受業者」とは、第三十条の許可を受けて特定債権等譲受業者を管む者をいう。

6 この法律において「小口債権」とは、次に掲げる権利(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号)第一項に規定する有価証券に表示され、又は表示されるべき権利を除く。)をいう。

一 特定債権等譲受業者に対する基本債権を分割した債権

二 第四項第二号イ又はロに掲げる契約(以下「特定債権等組合契約」という。)に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利

三 第四項第一号へに掲げる契約に係る権利であつて、特定債権等に係る小口債権の販売の事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるもの

四 特定債権等の信託の収益の分配及び元本の返還を受ける権利

五 外国の法令に準拠して設立された法人(以下「外国法人」という。)に対する権利であつて、前各号に掲げるものに類するもの

6 この法律において「小口債権販売業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一 小口債権の販売を内容とする契約(以下「小

口債権販売契約」という。)の締結又はその代理若しくは媒介(以下「締結等」という。)

二 特定債権等組合契約の締結の代理又は媒介この法律において「小口債権販売業者」とは、第五十二条の許可を受けて小口債権販売業を営む者をいう。

## 第二章 特定債権等の譲渡等

### 第一節 特定債権等の譲渡

#### (届出)

##### 第一節 特定債権等の譲渡

告の日付をもって確定日付とする。

(特定債権に係る書面の閲覧)

第五条 特定事業者等は、特定債権等譲受業者に特定債権等を譲渡したときは、遅滞なく、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百八十八条又は第四百六十七条の規定その他法令で定めることにより、当該特定債権等に係る権利の移転をもって第三者に対抗するために必要な行為をしなければならない。

第六条 特定事業者は、一年以内において通商産業省令で定める期間ごとに、通商産業省令で定めるところにより、当該期間の特定債権の譲渡に係る計画を通商産業大臣に提出して、その計画が次の各号に適合する旨の確認を受けることができる。当該確認を受けた特定債権の譲渡の総額の変更(特定債権の譲渡の総額の増加に係るものに限る。)をしようとするときも、同様とする。

(特定債権等の譲渡の制限等)

第七条 前条の規定による届出をした特定事業者等及び特定債権等譲受業者は、通商産業大臣が当該届出を受理した日から起算して六十日を経過する日までは、当該届出に係る特定債権等を譲渡し、及び譲り受けはならない。ただし、通商産業大臣は、当該届出に係る計画の内容その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

二 その特定債権の譲渡の総額が当該特定事業者の財産の状況に照らして過大なものでないこと。

三 その特定事業者が譲渡しようとする当該特定債権の取立てについて、当該特定債権等譲受業者から委託を受けていること。

(取立てを委託する契約の解除の禁止等)

第九条 特定事業者又は特定債権等譲受業者は、その譲渡し、又は譲り受けた特定債権について公告により対抗要件が備えられたときは、当該特定債権について当該特定事業者に取立てを委託する契約の解除を行うことができない。ただし、当該債務者がその弁済受領の権限にて当該特定債権の債務者に対抗することができない。ただし、当該債務者がその弁済受領の権限の消滅を知り、又は過失により知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、特定債権等譲受業者は、取立てを委託する契約の解除による当該特定事業者の弁済受領の権限の消滅をもつて当該特定債権の債務者に対抗することができない。ただし、当該債務者がその弁済受領の権限の消滅を知り、又は過失により知らなかつたときは、この限りでない。

3 前項の規定による請求は、請求事由その他通商産業省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による請求が不當な目的によることが明らかなるときは、これを拒むことができる。

5 通商産業大臣は、第二項の規定による請求が不當な理由がある場合は、この限りでない。

6 通商産業大臣は、第二項の規定による請求が不當な理由がある場合は、この限りでない。

7 前項の規定による請求は、請求事由その他通商産業省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。

8 通商産業大臣は、第二項の規定による請求が不當な理由がある場合は、この限りでない。

9 通商産業大臣は、第二項の規定による請求が不當な理由がある場合は、この限りでない。

10 通商産業大臣は、特定事業者等及び特定債権等譲受業者に対し、第二条の規定による届出に係る計画又は第六条の規定による確定による証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該公

3 通商産業大臣は、第六条の規定により確認を受けた計画が同条各号に適合しなくなつたと認めた届出又は変更の確認があつたときは、その変更後のもの。(以下同じ。)の実施状況について報告を求めることができる。

4 3 前項の規定により確認が取り消された場合において、その確認を受けた計画に従つて譲渡された特定債権に係る公告は、当該確認が取り消された後も、なおその効力を有する。

(適用規定)

第十一條 この節の規定は、信託会社(信託業務を兼管する銀行を含む。以下同じ。)に特定債権等を信託する特定事業者等及び当該信託会社について適用する。この場合において、第三条中「特定債権等譲受業者」とあるのは「信託会社(信託業務を兼管する銀行を含む。以下同じ。)に特定債権等譲受業者等」という。」と、同条及び第六条第三号中「譲渡しよう」とあるのは「信託しよう」と、第三条及び第四条第一項中「譲渡及び譲受け」とあるのは「信託」と、同条及び前条第一項中「特定事業者等及び特定債権等譲受業者」とあるのは「特定事業者等及び特定債権等譲受業者等」とあるのは「特定事業者等」と、第四条第一項中「譲渡し、及び譲り受けではない」とあるのは「信託してはならない」と、第五条、第六条第三号、第七条第一項及び第九条中「特定債権等譲受業者」とあるのは「信託会社」と、第五条、第七条第一項及び第八条第一項中「譲渡した」とあるのは「信託したもの」と、第六条及び第七条第一項中「特定債権の譲渡」とあるのは「特定債権の信託」と、第八条第一項中「特定債権を譲り受けける者」とあるのは「特定債権の信託を受ける信託会社」と、第九条第一項中「譲渡し、又は譲り受けた」とあるのは「信託し、又は信託を受けた」と、前条第三項

(第二節 指定調査機関)  
(指定調査機関の指定等)

第十二条 通商産業大臣は、通商産業省令で定めることにより、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、第三条の規定による届出に係る特定債権等及び当該特定債権等に係る小口債権についての債務の弁済に関する必要な調査並びに第六条の規定による確認に必要な調査(同条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)のうち特定事業者の事業及び財産の状況に関するものであつて政令で定めるもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律、信託業法(大正十一年法律第六十五号)、証券取引法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和十九年法律第二百九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第二百五十九号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第五十四号)若しくは商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第二十五条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行なう役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

(指定の基準)

ロ 第二十二条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

イ 第一号に該当する者

第十四条 通商産業大臣は、第十二条第二項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が調査業務を実施し、その熟練が通商産業省令で定める数以上であること。

二 調査業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 調査業務以外の業務を行なっているときは、その業務を行うことによつて調査業務が不公正になるおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて調査業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(調査業務の実施義務等)

第十五条 指定調査機関は、通商産業大臣から調査業務を行なべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行なわなければならない。

二 指定調査機関は、調査業務を行なうときは、前条第一号に規定する者(以下「調査業務実施者」という。)に実施させなければならない。

(変更の届出)

第十六条 指定調査機関は、その名称又は調査業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十七条 指定調査機関は、調査業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第十八条 指定調査機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第十九条 指定調査機関は、毎事業年度開始前に(第十二条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十条 指定調査機関の役員(調査業務実施者を含む。次条において同じ。)の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生しない。

(解任命令)

第二十一条 通商産業大臣は、指定調査機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定調査機関に対し、その役員を解任すべきこととを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十二条 指定調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 調査業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び立入検査)

第二十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

十四条第一号から第四号までに適合しなかつたと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めたときは、指定調査機関に対し、調査業務に關し監督上必要な命令をすることができる。(指定の取消し等)

第二十五条 通商産業大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。(指定の取消し等)

(通商産業省令への委任)

第二十九条 この節に規定するもののほか、指定調査機関の行う調査業務に關し必要な事項は、

通商産業省令で定める。

二 第十三条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第十七条第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行つたとき。

四 第十七条第三項、第二十一条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十六条 指定調査機関は、帳簿を備え、調査業務に關し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(聴聞)

第二十七条 通商産業大臣は、第二十一条又は第二十五条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(公示)

第二十八条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条第一項の指定をしたとき。

二 第十六条の規定による届出があつたとき。

三 第十八条の許可をしたとき。

四 第二十五条の規定により指定を取り消し、又は調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(通商産業省令への委任)

第二十九条 この節に規定するもののほか、指定調査機関の行う調査業務に關し必要な事項は、

通商産業省令で定める。

第三章 特定債権等譲受業  
第一節 許可

(特定債権等譲受業者の許可)

第三十条 特定債権等譲受業は、主務大臣の許可を受けた法人(外国法人については、国内に営業所を有するものに限る)でなければ、管むことができない。ただし、その譲り受けの特定債権の債権額及び特定物品の価額の年間の合計額が政令で定める金額に満たない場合は、この限りでない。

第三十一条 主務大臣は、前条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は投資者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(許可の申請)

第三十二条 第三十条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 役員の氏名及び住所並びに政令で定める使人

四 用人があるときは、その者の氏名及び住所

五 業務の種類及び方法

六 他に事業を行つているときは、その事業の種類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

八 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十三条 主務大臣は、前条の規定による許可があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならない。

一 資本の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める

二 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する場合を含む)の規定により第三十条若しくは第五十二条の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該

外国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人

三 第五十一条第一項(第六十五条において準用する場合を含む)の規定により第三十条若しくは第五十二条の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人又はこの

法律に相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人

四 第十三条第一号に掲げる法律若しくは刑法(第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成二年法律

第七十七号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ 特定債権等譲受業者が第五十条第一項の規定により第三十条の許可を取り消され、又は小口債権販売業者が第六十五条において準用する同項の規定により第五十二条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該特定債権等譲受業者又は当該小口債権販売業者の役員又は政令で定める使用者であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可等を取り消された法人の当該取消しの日前三十日以内に

役員又は政令で定める使用者であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないもの

を含む。)

六 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない法人

七 特定債権等譲受業を適確に遂行するに足りる財産の基礎及び人的構成を有しない法人

二 主務大臣は、第三十条の許可があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の有効期間)

第三十四条 第二十条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。

(許可の有効期間の更新)

第三十五条 第二十条の許可の有効期間(この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有

効期間を含む。以下同じ。)の満了の後引き続き当該許可に係る特定債権等譲受業を営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の行う有効期間の更新を受けなければならぬ。

2 第三十一条から第三十三条までの規定は、第三十条の許可の有効期間の更新について準用する。

3 第三十一条の規定は、前二項の認可について準用する。

第三十九条 特定債権等譲受業の全部の譲渡があり、又は特定債権等譲受業者について合併があつたときは、特定債権等譲受業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その特定債権等譲受業者の地位を承継する。

第四十条 特定債権等譲受業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 破産により解散したとき。その破産管財人(廃業の届出等)

二 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

三 特定債権等譲受業を廃止したとき。特定債権等譲受業者であつた法人を代表する役員

四 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第三十条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

(変更の認可)

第三十六条 特定債権等譲受業者は、第三十二条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けるなければならない。

2 特定債権等譲受業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該特定債権等譲受業者の第三十条の許可是、その効力を失う。(他業兼営の許可)

3 特定債権等譲受業は、特定債権等譲受業以外の事業を営むことにより投資者の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるとき

4 前項に掲げる事項に変更があつたときは、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(特定債権等譲受業の譲渡及び譲受け並びに法人の合併)

第三十七条 特定債権等譲受業者は、第三十二条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があつたとき、又は

2 主務大臣は、特定債権等譲受業者が特定債権等譲受業以外の事業を営むことにより投資者の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるとき

3 主務大臣は、登録免許税法(昭和四十一年法律第二十五号)の定めるところにより登録免許税を、第三十五条第一項の有効期間の更新を受けようとする

る者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二節 業務

(名義貸しの禁止)

第四十三条 特定債権等譲受業者は、自己の名義をもって、他人に特定債権等譲受業を営ませてはならない。

第四十四条 特定債権等譲受業者は、次の方法によると、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

二 信託会社への金銭信託であつて、元本補てんの契約のあるもの

三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める方法

(書類の閲覧)

第四十五条 特定債権等譲受業者は、主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、当該特定債権等譲受業者に係る小口債権を有する者求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 第四十六条 特定債権等譲受業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

3 第四十七条 特定債権等譲受業者は、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第四十八条 主務大臣は、投資者の保護のため必

要があると認めるときは、特定債権等譲受業者

に對し、その業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該職員に、特定期權等讓受業者の營業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、投資者の保護のため特に必要があると認めるときは、特定債権等讓受業者と取引する者に対し、当該特定債権等讓受業者の業務又は財産に關して報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 第二十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査又は質問について準用する。

## (業務改善命令)

第四十九条 主務大臣は、特定債権等讓受業者の業務の運営に關し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者の保護のため必要な限度において、当該特定債権等讓受業者に対して、業務の種類及び方法の変更、財産の供託その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分をしておるときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該特定債権等讓受業者にその処分の理由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えないければならない。

## (許可の取消し等)

第五十条 主務大臣は、特定債権等讓受業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条の許可を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第三十三条第一項第一号から第五号まで

(同項第三号については、第五十二条の許可の取消しに係る部分及びこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたときは、當該小口債権販売に該当することとなつたときは、當該小口債権販売

二 不正の手段により第三十条の許可又は第三十五条第一項の有効期間の更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第三十一条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 特定債権等讓受業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

3 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

## (監督処分の公告)

第五十一条 主務大臣は、前条第一項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四章 小口債権販売業者

## 第一節 許可

## (小口債権販売業者の許可)

第五十二条 小口債権販売業者は、主務大臣の許可を受けた法人(外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

## (廃業の届出等)

第五十三条 小口債権販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、當該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であった者

二 破産により解散したとき。その破産管財人

三 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

四 小口債権販売業を廃止したとき。小口債権販売業者であった法人を代表する役員

2 小口債権販売業者が前項各号のいずれかに該

業者の前条の許可是、その効力を失う。

## (準用規定)

第五十四条 第三十一条、第三十二条、第三十三条(第一項第二号を除く。)、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条の規定は、小口債権販売業者について準用する。この場合において、第三十二条第一項、第三十三条规定各号列記以外の部分及び第二項、第三十四条、第三十五条並びに第四十二条の規定中「第三十条」とあるのは「第五十二条」と、同条中「第三十五条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第五十五条 小口債権販売業者は、營業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 小口債権販売業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。(広告の規制)

## 第二節 業務

## (標識の掲示)

第五十六条 小口債権販売業者は、その行う小口債権販売業に關して広告をするときは、その者の信用、小口債権の支払の確実性その他の主務省令で定める事項について、著しく事實に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

五 契約の解除に関する事項(次条第一項から第三項までの規定に關する事項を含む。)

六 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

## (書面による解除)

第五十九条 小口債権販売業者と小口債権販売契約を締結した顧客(当該小口債権販売契約の締結前主務省令で定める期間内に、当該小口債権販売業者と同種の小口債権販売契約の締結をした者を除く。)は、前条の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行つた旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 小口債権販売業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、その契約の解除に

が成立するまでの間に、主務省令で定めるところにより、小口債権販売契約等及び小口債権販売契約等に係る小口債権及び特定債権等(以下「小口債権販売契約・特定債権等」と総称する。)の内容及びその履行に關する事項であつては、無効とする。

主務省令で定めるものについて当該小口債権販売契約・特定債権等の成立時の書面の交付)

(小口債権販売契約等の成立時の書面の交付)

第五十八条 小口債権販売業者は、小口債権販売契約等が成立したときは、顧客に對し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該小口債権販売契約等の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

二 小口債権の内容に關する事項

三 特定債権等讓受業者に關する事項

四 小口債権についての債務の弁済を担保するための措置の有無及び當該措置が譲ぜられてしなければならない。

五 小口債権についての債務の弁済を担保するための措置の有無及び當該措置が譲ぜられている場合にあつては、その内容

六 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

## (書面による解除)

第五十九条 小口債権販売業者と小口債権販売契約を締結した顧客(当該小口債権販売契約の締結前主務省令で定める期間内に、当該小口債権販売業者と同種の小口債権販売契約の締結をした者を除く。)は、前条の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行つことができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行つた旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 小口債権販売業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、その契約の解除に

が成立するまでの間に、主務省令で定めるところにより、小口債権販売契約等及び小口債権販売契約等に係る小口債権及び特定債権等(以下「小口債権販売契約・特定債権等」と総称する。)の内容及びその履行に關する事項であつては、無効とする。



## 官 報 (号 外)

一 第三十条又は第五十二条の規定に違反して、許可を受けないで特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営んだ者  
 二 不正の手段により第三十条若しくは第五十条の許可又は第三十五条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による有効期間の更新を受けた者  
 三 第四十三条(第六十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営ませた者  
 第七十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 一 第三条(第十一条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
 二 第四条第一項(第十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者  
 三 第四条第二項(第十一条において準用する場合を含む。)又は第五十条第一項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者  
 四 第三十一条第一項(第三十五条第二項(第五十四条において準用する場合を含む。)及び第五十四条において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した者  
 五 第三十六条(第五十四条において準用する場合を含む。)の認可を受けないで第三十二条第一項第五号(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた者  
 六 第四十一条第一項の規定による許可を受けないで特定債権等譲受業以外の事業を営んだ者  
 七 第六十条の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付

けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者  
 八 第六十一条第一項の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者  
 九 第六十二条第一項(第十一条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は第七十七条(第二十二条第一項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  
 第七十八条 第二十五条の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  
 第七十九条 次の各号の一に該当する者は、六ヶ月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 一 第三十二条第三十五条第二項(第五十四条において準用する場合を含む。)及び第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をした者  
 二 第五十六条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者  
 三 第五十七条又は第五十八条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する概要若しくは事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者  
 四 第八十一条(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載のある事業報告書を提出した者  
 五 第四十八条第一項又は第二項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載のある資料の提出を拒んだ者  
 六 第四十九条第一項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  
 七 第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五条、第七十六条、第七十九条又は第八十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。  
 八 第八十三条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の過料に処する。  
 一 第四十一条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
 二 第四十四条の規定による業務上の余裕を運用了した者  
 附 則  
 三 第六条(第十一条において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けないで第七条第一項の規定による公告をした者  
 四 第八条第一項(第十一条において準用する

場合を含む。)の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の報告をした者  
 五 第十条第一項(第十一条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
 六 第三十七条(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の届出をした者  
 七 第四十五条(第六十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは小口債権を有する者若しくは顧客の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは小口債権を有する者若しくは顧客に閲覧させた者は、顧客の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは虚偽の記載をした者  
 八 第四十六条(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記載のある帳簿書類の作成をした者  
 九 第四十七条(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載のある事業報告書を提出した者  
 十 第四十八条第一項又は第二項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の規定に違反して帳簿を保管をせしめ、若しくは虚偽の記載をしたとき。  
 一一 第四十九条第一項又は第五十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の規定に違反して各本条の罰金刑を科する。  
 一二 第八十三条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の過料に処する。  
 一 第四十一条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
 二 第四十四条の規定による業務上の余裕を運用了した者  
 附 則  
 三 第六条(第十一条において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けないで第七条第一項の規定による公告をした者  
 四 第八条第一項(第十一条において準用する

場合を含む。)の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の報告をした者  
 五 第十条第一項(第十一条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
 六 第三十七条(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の届出をした者  
 七 第四十五条(第六十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは小口債権を有する者若しくは顧客の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは虚偽の記載をした者  
 八 第四十六条(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記載のある帳簿書類の作成をした者  
 九 第四十七条(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載のある事業報告書を提出した者  
 十 第四十八条第一項又は第二項(第六十五条において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の規定に違反して帳簿を保管をせしめ、若しくは虚偽の記載をしたとき。  
 一一 第四十九条第一項又は第五十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の規定に違反して各本条の罰金刑を科する。  
 一二 第八十三条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の過料に処する。  
 一 第四十一条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
 二 第四十四条の規定による業務上の余裕を運用了した者  
 附 則  
 三 第六条(第十一条において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けないで第七条第一項の規定による公告をした者  
 四 第八条第一項(第十一条において準用する

経過措置

り読み替えて適用される第五十条第一項の規定により特定債権等譲受業の廃止を命じられたときは」と、第七十五条第一号中「第三十条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項の規定による特定債権等譲受業の廃止の命令に違反した者」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項の規定により特定債権等譲受業の廃止が命じられた場合における第三十三条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第五十条第一項の規定により第三十条の許可を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第五十条第一項の規定による第三十条の許可の取消しの日とみなす。

4 第一項及び前項の規定は、この法律の施行の際現に小口債権販売業を営んでいる者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「第三十三条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十三条第一項」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十五条において準用する第五十条第一項」とあるのは「第三十条」とあるのは「第五十二条」と、同項中「前項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により引き続き小口債権販売業を営むことができる場合においては、その者を小口債権販売業者とみなして、第五十六条から第六十二条まで、第六十三条において準用する第四十五条並びに第六十五条において準用する第四十六条から第四十九条まで及び第五十条（第一項第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第五十条第一項中「第五十二条の許可を取れる第五十条第一項中「小口債権販売業の廃止を命じ消し」とあるのは「小口債権販売業の廃止を命じ消し」とある、「第三十三条第一項第一号、第三号から第五号まで」とあるのは「第三十三条第一項第三

三十条とあるのは「附則第二条第五項の規定により読み替えて適用される第六十五条において準用する第五十条第一項の規定による小口債権販売業の廃止の命令に違反した者」とする。

第三条 第五十八条及び第五十九条の規定は、この法律の施行前に締結された小口債権販売契約（第六十四条の規定により小口債権販売業者と行に開すること）。

三十二の二 特定債権等譲受業の許可又は小口債権等に係る事業の規制に関する法律第十四号の一部を次のように改正する。

第四条第九十七号の十の次に次の一号を加える。

九十七の十一 特定債権等譲受業及び小口債権販売業（特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第二号）に規定する特定債権等譲受業及び小口債権販売業をいう。次条第三十五号の八において同じ。）を営む者の許可及び監督に關すること。

第五条第三十五号の七の次に次の一号を加える。

三十五の八 特定債権等譲受業及び小口債権販売業を営む者を許可し、これらを監督すること。

（通商産業省設置法の一部改正）

第六条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第二号）の施行に開すること。

口債権販売業の許可	
支業の許可	(平成四年) 二条(小口)
許可件数	一件につき十五万円
理由	これらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の利益を保護するため、特定債権等の譲渡について届出の制度並びに特定債権等譲受業及び小口債権販売業を管む者について許可の制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの業務の適正な運営を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
特定債権等に係る事業の規制に関する法律 案(内閣提出)に関する報告書	議案の目的及び要旨
本邦は、リース契約及び割賦販売契約等に係る金銭債権等の譲渡及び譲受けの事業並びに特定債権等に係る小口債権の販売の事業が増加している現状にかんがみ、特定債権等に係るこれらの事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の利益を保護するため、特定債権等の譲渡について届出の制度並びに特定債権等譲受業及び小口債権販売業を管む者について許可の制度を設けることによる。このようにして、これらの業務の適正な運営を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	議案の目的及び要旨



目次中「第三章の五 学位授与機構(第九条の四)」を「第三章の五 学位授与機構(第九条の四)」を「第三章の六 国立学校財務センター(第九条の四)」に改める。

第二条第一項中「第三章の五」を「第三章の六」に改める。

第三条第一項の表「お茶の水女子大学の項中「家政学部」を「生活科学部」に改め、同表京都大学の項中「文学部」を「総合人間学部」に改め、同表神戸大学の項中「教育学部」を「国際文化学部」に改める。

第三条の四第二項の表埼玉大学経済短期大学部の項及び和歌山大学経済短期大学部の項を削る。

第二章の五の次に次の二章を加える。

第三章の六 国立学校財務センター

第九条の五 国立学校の財務の改善に資するため、次に掲げる業務を行う機関として、国立学校財務センターを置く。

一 国立学校特別会計に属する国有財産(以下この号において「国立学校財産」という。)の適切かつ有効な活用について他の国立学校に対する協力及び専門的、技術的助言並みに特定学校財産(国立学校財産のうち、国立学校の移転、施設の高層化その他政令で定める事由に伴い不用となるもので、国立学校財務センターに所属者をするものとして政令で定めるところにより文部大臣が指定するものをいう。附則第五項において同じ。)の管理及び処分を行うこと。

二 国立学校における教育研究環境の整備充実を図るために必要な整備事業に関する調査を行うこと。

三 国立学校における奖学を目的とする寄附

金で特定の国立学校に係るもの以外のものの受け入れ及び当該寄附金に相当する金額の分配に関する業務を行うこと。

四 高等教育に係る財政及び国立学校の財務に関する研究を行うこと。

五 国立学校における財務に関する事務の改善に関する業務、情報提供、連絡調整その他必要な業務を行うこと。

六 第十二条を第十三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 国立学校財務センターは、当分の間、第九条の五第一号に規定する調査に基づき、同号に規定する整備事業のうち、施設が老朽化したため又は狭いため教育研究を行うのに著しく不適当である状態を解消することを目的として、特定学校財産の処分入を財源として緊急に実施される国立学校の施設の整備(国立学校の移転による整備及び特定学校財産に指定された土地の信託により整備された施設の取得又は賃借を含む。)に係る事業であつて、文部省令で定めるものについて、その実施に関する計画の策定に参考となる資料の作成を行うものとする。

6 第二条 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則第二項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則中第十五項及び第十六項を削り、第十四項を第二十四項とし、第十一項から第十三項までを十項ずつ繰り下げる。

附則第十項の前に見出しとして「(国立学校の廃止等に伴う経過措置)」を付し、同項を附則第二十項とする。

附則第九項中「国立学校の移転」の下に「(特別

施設整備事業として行うものを除く。」を加え、「用地の取得費」を「施設費」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第八項の次に次の十項を加える。

(特別施設整備資金の設置)

9 この会計においては、当分の間、国立学校設置法附則第五項に規定する事業(以下「特別施設整備事業」という。)の円滑な実施を図るため、特別施設整備資金(以下「資金」という。)を置き、この会計からの繰入金及び附則第十四項の規定による組入金をもつてこれに充てる。この場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条の規定によるもののか、資金からの受入金をもつてその歳入とし、資金への繰入金をもつてその歳出とする。

10 前項に規定するこの会計からの繰入金は、予算の定めることにより、繰り入れるものとする。

11 資金は、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

12 資金の受払いは、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。

13 (資金の経理方法)

14 (歳入歳出予定計算書の添付書類)

15 (資金の運用)

16 (資金の運用部に預託して運用することとができる。

17 (資金の運用)

18 (資金の運用)

19 (資金の運用)

20 (資金の運用)

21 (資金の運用)

22 (資金の運用)

23 (資金の運用)

24 (資金の運用)

25 (資金の運用)

26 (資金の運用)

27 (資金の運用)

28 (資金の運用)

要する施設費を支弁するため必要があり、かつ特定学校財産処分收入をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、同項の借入金の例により借入金をすることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

この法律は、平成四年七月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条第一項の表の改正規定は同年十月一日から、第三条の第二項の表の改正規定は平成七年四月一日から施行する。

(お茶の水女子大学の家政学部等の存続に関する経過措置)

2 お茶の水女子大学の家政学部及び神戸大学の教育学部は、第一条の規定による改正後の国立学校設置法(以下この項及び次項において「改正後の設置法」という)第三条第一項の規定にかかるらず、平成四年九月三十日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間存続するものとし、埼玉大学経済短期大学部及び和歌山大学経済短期大学部は、改正後の設置法第三条の四第二項の規定にかかるらず、平成七年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(国立学校財務センターの設置に伴う経過措置)

3 国立学校特別会計に属する国有財産のうち、この法律の施行の際に國立学校の移転に伴い不用となつてゐるものについては、政令の定めるところにより、改正後の設置法第九条の第五第一号に規定する特定学校財産として指定することができる。

(特別施設整備資金の設置に伴う経過措置)

4 この法律の施行の際ににおける國立学校特別会計の積立金の額のうち、百億円に相当する金額

は、特別施設整備資金に組み入れるものとす

(教育公務員特別法の一部改正)

5 教育公務員特別法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第三章の五」を「第三章の六」と改める。

(國立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

6 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三章の五」を「第三章の六」と改める。

#### 理 由

お茶の水女子大学はが二大学に四学部を設置し、國立学校の財務の改善に資するための業務を行う機関として國立学校財務センターを新設するが、この法律案を提出する理由である。

お茶の水女子大学はが二大学に四学部を設置し、國立学校の財務の改善に資するための業務を行う機関として國立学校財務センターを新設するとともに、國立学校財務センターの業務に連絡して、当分の間、國立学校特別会計に特別施設整備資金を設置することとする等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

3 この法律は、平成四年七月一日から施行すること。ただし、1の(1)に関する規定は同年十月一日から、1の(2)に関する規定は平成七年四月一日から、それぞれ施行すること。

4 その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本共産党山原健二郎君から、特別施設整備事業の財源として、一般会計からの受入金を明記する等の旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

本修正案に対して、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して鳩山文部大臣より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

5 大学入学者選抜のあり方については、受験生の立場に配慮しつつ、一層の改善のために最大の努力をすること。

#### 郵便貯金法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成四年三月六日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

千四百五十八万九千円が計上されている。  
右報告する。

平成四年四月十五日

文教委員長 伊藤 公介

衆議院議長 横内 義雄殿

[別紙]

國立学校設置法及び國立学校特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(一) 埼玉大学経済短期大学部及び和歌山大学

経済短期大学部を廃止すること。  
合人間学部を、神戸大学の教養部及び教育

学部を改組し国際文化学部及び発達科学部

をそれぞれ設置すること。

(二) 特別施設整備事業に要する施設費及び國立学校特別会計に、当分の間、特別施設整備資金を設置し、この資金に關し必要な事項を定めること。

(三) 特別施設整備事業に要する施設費及び國立学校の移転に要する施設費をそれぞれ支弁するため必要があるときは、借入金をす

ることができること。

3 この法律は、平成四年七月一日から施行すること。ただし、1の(1)に関する規定は同年十月一日から、1の(2)に関する規定は平成七年四月一日から、それぞれ施行すること。

4 その他所要の改正を行うこと。

二 特別施設整備資金が、國立学校特別会計の一層の充実を図るために置かれるものであることにかんがみ、引き続き國立学校特別会計への一

般会計からの繰入の確保その他必要な諸条件

実を目的に設置されるものではあることにかんがみ、その業務の遂行に当たつては、各大学の自主性を尊重し、地域社会とも協調しつつ、公正・適切な運営に努めること。

5 本修正案に対する賛成多数をもつて否決された。

6 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

7 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

8 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

9 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

10 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

11 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

12 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

13 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

14 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

15 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

16 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

17 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

18 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

19 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

20 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

21 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

22 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

23 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

24 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

25 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

26 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

27 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

28 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

29 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

30 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

31 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

32 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

33 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

34 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

35 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

36 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

37 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

38 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

39 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

40 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

41 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

42 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

43 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

44 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

45 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

46 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

47 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

48 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

49 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

50 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

51 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

52 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

53 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

54 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

55 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

56 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

57 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

58 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

59 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

60 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

61 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

62 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

63 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

64 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

65 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

66 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

67 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

68 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

69 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

70 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

71 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

72 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

73 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

74 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

75 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

76 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

77 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

78 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

79 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

80 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

81 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

82 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

83 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

84 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

85 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

86 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

87 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

88 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

89 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

90 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

91 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

92 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

93 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

94 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

95 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

96 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

97 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

98 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

99 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

100 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

101 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

102 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

103 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

104 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

105 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

106 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

107 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

108 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

109 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

110 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

111 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

112 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

113 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

114 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

115 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

116 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

117 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

118 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

119 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

120 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

121 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

122 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

123 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

124 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

125 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

126 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

127 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

128 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

129 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

130 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

131 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

132 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

133 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

134 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

135 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

136 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

137 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

138 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

139 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

140 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

141 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

142 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

143 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

144 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

145 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

146 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

147 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

148 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

149 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

150 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

151 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

152 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

153 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

154 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

155 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

156 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

157 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

158 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

159 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

160 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

161 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

162 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

163 本修正案に対する賛成少数をもつて否決された。

164 本修正



なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付すことに決した。

右報告する。

平成四年四月十五日

衆議院議長 櫻内 喜雄殿

通信委員長 谷垣 権一

[別紙]

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、金融自由化の進展等を為す貯金事業を取り巻く激しい環境変化に対応するため、次の各項を実現するよう積極的に努めるべきである。

預金者の利益を増進するため、預貯金金利の自由化を引き続き推進するとともに、その完全自由化の早期実現を図ること。

多様化する国民のニーズに応えるため、引き続き預金者貸付サービスの改善を図るとともに、金融自由化の進展や長寿社会に適切に対応した商品及び新たな個人向け貸付サービスを積極的に開発・提供し、商品・サービスの多様化に努めること。

我が国が長寿社会の進展、国際化等に対応し、老人等の利息所得の非課税措置の拡充、国際ボランティア貯金の利息に対する税制措置の改善など、郵便貯金の利息に対する税制措置の改善・充実に努めること。

健全な事業経営を確保するため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行い、郵便貯金資金を地域の振興等に活用できるようにするなど、資金運用制度の改善・充実に努めること。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成四年三月六日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

第五十六条第一項中「傷害特約又は疾病傷害特約」という。」を「簡易生命保険特約」に改め下「特約」という。」を「簡易生命保険特約」に改める。

第六条第一項を削り、同条第二項中「疾病傷害特約」を「簡易生命保険特約」という。」に改め、「不慮の事故等」を「不慮の事故又は第三者の加害行為(以下「不慮の事故等」という。)」に改め、「受けた傷害」の下に「並びにその者の生存」を加え、同項を同条とする。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(特約)

第十八条 特約においては、被保険者(家族保険及び夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及び保険契約に定める被保険者)がその保険期間中に疾病にかかるとき、又は不慮の事故等により傷害を受けたときは、保険約款の定めるところにより、次に掲げる事由に対し保険金を支払うほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の生存中にその保険期間又

は保険約款の定める期間が満了したことに対し保険金を支払う。

一 当該疾病又は傷害を直接の原因とする常時の介護をする身体障害の状態

二 当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害(常時の介護をする身体障害の状態を除く。)

三 当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院

四 前二号に掲げるもののほか、当該疾病又は傷害によつて生じた結果

〔特約〕

第六条第一項中「傷害特約及び疾病傷害特約」と「特約」という。」を「簡易生命保険特約」に改め下「特約」という。」を「簡易生命保険特約」に改める。

第六条第一項を削り、同条第二項中「疾病傷害特約」という。」を「簡易生命保険特約」という。」に改め、「受けた傷害」の下に「並びにその者の生存」を加え、同項を同条とする。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

〔特約〕

第十八条 特約においては、被保険者(家族保険及び夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及び保険契約に定める被保険者)がその保険期間中に疾病にかかるとき、又は不慮の事故等により傷害を受けたときは、保険約款の定めるところにより、次に掲げる事由に対し保険金を支払うほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことに対し保険金を支払う。

一 当該疾病又は傷害を直接の原因とする常時の介護をする身体障害の状態

二 当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害(常時の介護をする身体障害の状態を除く。)

三 当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院

四 前二号に掲げるもののほか、当該疾病又は傷害によつて生じた結果

〔特約〕

第二十条第三項中「傷害特約及び疾病傷害特約」と「特約」という。」を「簡易生命保険特約」という。」を「簡易生命保険特約」という。」に改め下「特約」という。」を「簡易生命保険特約」という。」に改める。

第二十条第三項を削除

〔特約〕

第二十条

し、第六十六条第一項において準用する第三十

九条第二項及び第五十六条の二の規定並びに第六十七条の規定を適用する場合には、第六十五

条第二項の特約変更契約の効力発生の日は更新

前の同項の特約変更契約の効力発生の日とす

る。

第四十八条第三項中「(特約に係るもの)を除く。」の支払を「(被保険者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことにより支払うもの及び特約に係るもの)を除く。」以下この項において同じ。)の支払に、「(特約に係るもの)を除く。」につきを「につき」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項を前一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項若しくは第二項又は次条の規定によりその効力を失つた特約(その効力を失うまでに保険金(被保険者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。以下この項において同じ。)の支払の事由が発生したものに限る。)で、その効力を失わなかつたとすれば国において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、国は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができる限り、当該特約の保険契約者(当該特約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。)に対し、当該解除の原因たる事実の存する保険金の支払の事由(その保険金の支払の事由が発生した後第一項若しくは第二項又は次条の規定によりその効力を失うままでに発生した保険金の支払の事由がある場合に保険金に係るもの)の支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第四項ただし書の規定を適用する。

第五十二条第四項中「疾病傷害特約」を「特約」に改め、同条第二項中「又は疾病にかかり、その効力発生後に第十八条又は第十九条に規定する結果」を「その効力発生後に第十八条に規定する事由が生じたとき、又は被保険者が特約変更契約のうち

改める。

第二章第六節中第五十六条の次に次の二条を加える。

(特約に係る保険事故の特例)

第五十六条の二 特約においては、保険契約が当該保険契約の効力発生後二年以上継続した場合(第三十九条第一項の規定により国が保険契約の効力を解除をすることができる場合は、同条第一項の規定によりその解除権が消滅したときに限る。)において、被保険者が当該保険契約の効力を解除をすることができる場合には、同条第一項の規定によりその解除権が消滅したときにおける事由が生じたときは、当該疾病を被保険者が同条の保険期間中にかかつたものとみなして、同条の規定を適用する。

第六十三条中「第三十八条规定から第四十二条まで」を「第三十八条规定、第三十九条、第四十条(第四項を除く。)、第四十一条、第四十二条に、「第四十八条第二項から第五項まで」を「第四十八条(第一項及び第四項を除く。)」に改める。

第六十五条第一項第一号中「特約が付されていない保険契約への」を削る。

第六十六条中「第三十八条规定」の下に「、第三十九条、第四十条第一項及び第四項、第四十一条を加え、「及び第四十七条第三項」を「第四十七条

第三項、第四十八条第四項から第六項まで、第五十六条の二並びに第六十九条第一項」に改め、後段を削り、同条に次の二項を加える。

二の規定は、準用しない。

第六十六条に次の二項を加える。

2 前項の準用に關し必要な技術的読替えは、政

ち特約に係る保険金額を増額するものの効力発生前に疾病にかかり、その効力発生後二年を経過するまでの間(前条第一項において準用する第三十

九条第一項の規定により国が特約変更契約の解除をすることができる場合において、その解除権が当該契約の効力発生後二年を超えて存続するときは、その二年を超えて存続する間を含む。)に第十

八条に規定する事由に改める。

第七十一条中「達したとき」の下に「特約にあつては同条第四項の支払の免責の請求があつたとき」を加える。

第七十三条第四項中「保険契約の失効後その復活までに被保険者がかかつた疾病又は不慮の事故等により受けた傷害について」を「被保険者が保険契約の失効後その復活までに傷害を受け、第十八

条に規定する事由が生じたとき、又は被保険者が保険契約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後二年を経過するまでの間(次条において準用する第三十九条第一項の規定により国が保険契約の解除をることができる場合において、その解除権が保険契約の復活後二年を超えて存続するときは、その二年を超えて存続する間を含む。)に第十八条に規定する事由が生じたときは、これらの事由に係る」に改める。

第七十五条第三項中「疾病傷害特約」を「特約」に改める。

第八十一条第一項第四号中「保険金」の下に「被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。」を加える。

4 第二章第四節中第四十七条の次に一条を加える改正規定(第四十七条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。)の施行前に効力が生じた定期保険の保険契約については、改正後の第四十

七条の二の規定にかかるらず、なお従前の例によることとする。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、当該改正規定(第四十七条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。)及び

第二章第四節中第四十七条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。)の施行前に効力が生じた定期保険の保険契約については、改正後の第四十

七条の二の規定にかかるらず、なお従前の例によることとする。

2 附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、当該改正規定(第四十七条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。)及び

第二章第四節中第四十七条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。)の施行前に効力が生じた定期保険の保険契約については、改正後の第四十

七条の二の規定にかかるらず、なお従前の例によることとする。

3 改正前の第六条に規定する傷害特約又は疾病

特約に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 改正前の第六条に規定する傷害特約又は疾病





2

事故例調査に従事する分析センターの職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(分析センターへの協力)

第一百八条の十六 警察署長は、分析センターの求めに応じ、分析センターが事故例調査を行ったために必要な限度において、分析センターに対し、交通事故の発生に関する情報その他の必要な情報又は資料で国家公安委員会規則で定めるものを提供することができる。

2 警察庁及び都道府県警察は、分析センターの求めに応じ、分析センターが第百八条の十四第三号に掲げる事業を行うために必要な情報を資料で国家公安委員会規則で定めるものを分析センターに対し提供することができる。

(特定情報管理規程)

第一百八条の十七 分析センターは、交通事故に関するデータベース(事故例調査に係る情報及び前条第二項の規定による提供に係る情報(以下この条及び第百八条の十九において「特定情報」という。)の集合物であつて、特定情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)の構成及び運用その他の特定情報の管理及び使用に関する事項についての規程(以下この条及び第百八条の十九において「特定情報管理規程」という。)を作成し、国家公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様に構成したものをいう。)の構成及び運用その他の特定情報の管理及び使用に関する事項についての規程(以下この条及び第百八条の十九において「特定情報管理規程」という。)を作成し、国家公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とす る。

2 国家公安委員会は、前項の認可をした特定情報管理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図る上で不適当となつたと認めるときは、分析センターに対し、当該特定情報管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 特定情報管理規程に記載すべき事項は、国家公安委員会規則で定める。

(秘密保持義務)

第一百八条の十八 分析センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第一百八条の十四第一号から第三号までに掲げる事業に関する情報を漏らしてはならない。

(罰則)

第一百七条の三第三号(解任命令)

第一百八条の十九 国家公安委員会は、分析センターアの役員又は職員が特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、分析センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等の提出)

第一百八条の二十 分析センターは、毎事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 分析センターは、毎事業年度の事業報告書、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。

3 分析センターは、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第一百八条の二十一 国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に關し必要があると認めるときは、分析センターに対し、その事業に關し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析センターの事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第一百八条の二十二 国家公安委員会は、この章の規定を施行するため必要な限度において、分析センターに對し、その事業に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第一百八条の二十三 国家公安委員会は、分析センターアがこの章の規定に違反したとき、又は第一百八条の十七第二項、第一百八条の十九若しくは前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(分析センターの運営に対する配慮)

第一百八条の二十四 警察庁及び都道府県警察は、分析センターに對し、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事業の円滑な運営が國られるよう必要な配慮を加えるものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(分析センターへの委任)

第一百八条の二十五 第百八条の十三から前条までに規定するもののほか、分析センターに關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(国家公安委員会規則への委任)

第一百十二条第四項中「第五号」を「第六号」に改め

る。

2 第百十七条の三第三号中「第一項」の下に「第一百八条の十八(秘密保持義務)」を加える。

3 第百二十条第一項第九号中「第七十一条の三」を「第七十一条の四」に改める。

4 第百二十一条第一項第六号中「又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項」を「第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項又は第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)」に改め、同項第九号の三中「第七十一条の四」を「第七十一条の五」に改める。

(地価税法の一部改正)

5 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号ロ中「第九十八条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。

6 第百二十一条第一項第六号中「又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項」を「第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項又は第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)」に改め、同項第九号の三中「第七十一条の四」を「第七十一条の五」に改める。

7 第百二十一条第一項第六号中「又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項」を「第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項又は第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)」に改め、同項第九号の三中「第七十一条の四」を「第七十一条の五」に改める。

(理由)

最近における交通事故の実情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るため、交通事故の防止及び交通事故の被害の軽減に資するための調査分析等の事業を行う交通事例調査分析センターの指定等に関する制度を新設するほか、身体障害者用の車いすの定義の明確化、消音器に係る自動車等の運転者の遵守事項に關する規定の整備、仮免許の申請地の拡大、原

付免許を受けようとする者に対する講習の受講の義務付け、自動車教習所に関する規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

#### 一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他の交通安全と円滑を図るため、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための調査分析等の事業を行う交通事故調査分析センターの指定等に関する制度を新設するとともに、仮免許の申請地の拡大、原付講習の法定化、運転免許失効者の救済期間の拡大、自動車教習所の法的位置づけの明確化、身体障害者用の車いすの定義の明確化、消音器不備車両の運転禁止規定の新設、自動車登録番号標等の表示義務違反に対する免許の拒否等に関する規定の適用等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 交通事故調査分析センターに関する規定の新設

##### (1) 交通事故調査分析センターの指定

国家公安委員会は、民法第三十四条の法人であつて、(1)の事業を適切かつ確実に行なうことができると認められるものを、全国に一を限つて、交通事故調査分析センター（以下「分析センター」という。）として指定することができるとしている。

(2) 分析センターの事業

分析センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関する科学的な研究に資するための調査

（以下「事故例調査」という。）を行うこととする。

#### (2) 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析することとする。

(3) 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこととする。

#### (4) 交通事故に関する意識の啓発を図るために事故防止に関する意識の啓発を図るために分析の結果若しくは調査研究の成果を定期的に又は時宜に応じて提供することとする。

(5) 外国における交通事故に関する調査研究機関と情報交換を行うこととする。

(6) (1)～(5)に掲げる事業に附帯する事業を行なうこととする。

#### (7) 分析センターへの協力

警察庁及び都道府県警察並びに警察署長は、分析センターがその事業を行うために行なうこととする。

#### (8) 調査分析センターへの協力

警察庁及び都道府県警察並びに警察署長は、分析センターがその事業を行うために必要な情報又は資料を分析センターに対して、提供することができるとしている。

#### (9) 事故例調査に従事する分析センターの職員は、当該事故例調査を行うために関係者に協力を求めるに当たつては、その生活又は業務の平穀に支障を及ぼさないよう配慮しなければならないこととする。

(10) 分析センターは、事故例調査に係る情報又は業務の平穀に支障を及ぼさないよう配慮しなければならないこととする。

(11) 分析センターの役員等は、分析センターの所定の事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。

#### 2 運転免許に関する規定の整備

##### (1) 原付免許の申請

仮免許を受けようとする者で、自動車教習所を設置等する者が届出をした自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けている者は、その者の住所地又は当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該免許の申請を行うことがで

きることとする。

##### (2) 原付免許を受けようとする者の義務

原付免許を受けようとする者は、公安委員会の行う技能講習を受けなければならぬこととし、公安委員会は、原付免許に係る運転免許試験に合格した者が当該講習を受けていないときは、その者に対し、免許を与えないことができるとしている。

##### (3) 運転免許試験の免除

免許証の有効期間の更新を受けなかつた者で、その者の免許が効力を失つた日から起算して六月を経過しない者、及び海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者であつて、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないものについて運転免許試験の一部を免除することとする。

##### (4) 自動車教習所に関する規定の新設

自動車教習所を設置等する者は、当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に努めなければならないこととする。

##### (5) 自動車教習所の運転に関する規定の新設

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。ただし、分析センターに係る規定の適用については、道路交通法の規定とみなすこととする。

##### (6) 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

##### (7) 議案の可決理由

本案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑化を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年四月十五日

交通安全管理特別委員長 竹内 勝彦  
衆議院議長 横内 義雄殿



省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これら措置が自治省令で定める日以後において行わたったときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第九条の次に次の二条を加える。

（地方債についての配慮）

第十条 地方公共団体が第五条第一項の離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（資金の確保等）

第十一条 国及び地方公共団体は、第五条第一項の離島振興計画の達成に資すると認められる事業を営む者に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

附則第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改める。

附則第四項中「第九条第五項」を「第九条第四項」に、「平成三年度及び平成四年度」を「平成三年度から平成五年度までの各年度」に改める。

附則第五項中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改める。

## (施行期日等)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律による改正後の離島振興法附則第四項の規定中平成五年度の特例に係る部分は、平成五年度の予算に係る国負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。）又は補助（平成

四年度以前の年度における事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担及び平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成五年度における事業の実施により平成六年度以降の年度に支出される国の負担、平成五年度の国庫債務負担行為に基づき平成六年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成五年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成六年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成四年度以前の年度における事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第一項第一号の十一の次に次の二号を加える。

一の十二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区

## (租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の第九号を同表の第十号とし、同表の第八号を同表の第九号とし、同表の第六号を同表の第七号とし、同表の第八号を同表の第九号とし、同表

の第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同表の第八号とし、同表の第六号を同表の第七号とし、同表の第五号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第四号の次に次の二号を加える。

五 八年法律第七十二号、第 二条第一項の規定により離島振興 対策実施地域として指定された地区	製造の事業	機械及び装置並びに工 場用の建物及びその附 属設備	百分の十六（建物及び その附属設備について は、百分の八）

## 理由

最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、離島振興法の有効期限を十年延長するとともに、国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等離島の担っている重要な役割を明らかにしたうえ、交通通信、産業、医療、高齢者福祉、教育等の各般にわたり総合的な対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のため特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、平年度約千五百億円の見込みである。

又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該家屋又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

官 報 (号 外)

平成四年四月十六日 衆議院會議録第十九号

四八

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可日

免行所  
平一〇五 東京都港区  
虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話  
03 (3587) 4302  
定価  
本号一部  
(税)  
六円を含む  
一二二六円